

愛媛県人事行政の運営等の状況

令和6年9月

愛 媛 県

人事行政の運営等の状況

1 人事行政の運営の状況

(1) 任免及び職員数に関する状況	
ア 職員の採用の状況	1
イ 職員の退職の状況	2
ウ 職員の再任用の状況	3
エ 職員数の状況	3
(2) 人事評価の状況	7
(3) 給与の状況	
ア 総括	9
イ 職員の平均給与月額、初任給等の状況	11
ウ 一般行政職の級別職員数等の状況	13
エ 職員の手当の状況	14
オ 特別職の報酬等の状況	23
カ 公営企業職員の状況	24
(4) 勤務時間その他の勤務条件の状況	
ア 勤務時間の状況	35
イ 休暇の状況	35
(5) 休業の状況	35
(6) 分限及び懲戒処分の状況	
ア 分限処分の状況	37
イ 懲戒処分の状況	37
(7) サービスの状況	
ア 知事、公営企業管理者、人事委員会、議会議長及び 代表監査委員	38
イ 教育委員会	38
ウ 警察本部長	39
(8) 退職管理の状況	41
(9) 研修の状況	41
(10) 福祉及び利益の保護の状況	
ア 厚生福利制度の状況	43
イ 公務災害補償の状況	47
ウ 勤務条件に関する措置の要求の状況	47
エ 不利益処分に関する審査請求の状況	47

2 人事委員会の業務の状況

(1) 競争試験及び選考の状況	
ア 採用候補者試験の実施状況	48
イ 選考の実施状況	52
(2) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況	
ア 報告及び勧告の日及びその相手方	54
イ 報告及び勧告の概要	54
(3) 勤務条件に関する措置の要求の状況	55
(4) 不利益処分に関する審査請求の状況	55
(5) 苦情の処理の状況	55

1 人事行政の運営の状況

(1) 任免及び職員数に関する状況

ア 職員の採用の状況

令和5年度の新規採用者数は、市町立小・中学校教員を含め、愛媛県全体で2,003人（任期の定めのない常勤職員893人、会計年度任用職員1,110人）です。任命権者別の職種別・性別内訳は、以下のとおりです。

(7) 知事

(単位：人)

区分	行政事務	総合土木	建築	農業	林業	水産	化学	薬剤師	福祉	心理	保健師
男性	55	15	2	5	2	2	4	2	0	1	3
女性	36	5	0	5	1	0	0	3	5	3	8
合計	91	20	2	10	3	2	4	5	5	4	11

管理栄養士	獣医師	臨床検査技師	作業療法士	看護師	海技士	学芸員	職業訓練指導員	医師	合計
0	4	0	1	3	2	0	1	0	102
1	2	1	0	4	0	3	0	1	78
1	6	1	1	7	2	3	1	1	180

※割愛採用者、自治医大医師は除いている。

区分	会計年度任用職員
男性	50
女性	272
合計	322

※パートタイム職員は除いている。

(4) 公営企業管理者

(単位：人)

区分	行政事務	電気・電子	医師	薬剤師	理学療法士	臨床検査技師	臨床工学技士	言語聴覚士	看護師	合計
男性	2	2	35	0	2	0	3	0	11	55
女性	3	0	12	4	0	2	0	1	70	92
合計	5	2	47	4	2	2	3	1	81	147

※割愛採用者は除いている。

区分	会計年度任用職員
男性	136
女性	622
合計	758

※パートタイム職員は除いている。

(ウ) 教育委員会

(単位：人)

区分	行政事務	学芸員	司書	小中学校教諭	高等学校等教諭	養護教諭	実習助手	学校事務	栄養教諭
男性	2	1	0	112	67	0	6	20	0
女性	2	0	1	166	50	14	1	19	1
合計	4	1	1	278	117	14	7	39	1

海技士	合計
3	211
0	254
3	465

※割愛採用者は除いている。

区分	会計年度任用職員
男性	2
女性	12
合計	14

※パートタイム職員は除いている。

(エ) 警察本部長

(単位：人)

区分	警察官	警察官(武道)	警察事務	鑑識法医	海技士	合計
男性	67	2	0	1	1	71
女性	22	0	8	0	0	30
合計	89	2	8	1	1	101

※割愛採用者は除いている。

区分	会計年度任用職員
男性	1
女性	15
合計	16

※パートタイム職員は除いている。

イ 職員の退職の状況

職員の定年等に関する条例により、一部の職員を除いて定年年齢は61歳とし、定年に達した日以後における最初の3月31日に退職することとしています。令和5年度における退職者数は、定年による退職と定年前の自己都合や死亡等による退職を合わせて726人です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：人)

区 分	知事	公営企業管理者	人事委員会	議会議長	代表監査委員	教育委員会	警察本部長	合計
定年退職	4	8	0	0	0	2	0	14
定年前退職	123	162	1	3	1	332	90	712
合 計	127	170	1	3	1	334	90	726

※割愛退職者は除いている。

ウ 職員の再任用の状況

地方公務員法により、任命権者は、定年退職者等を、従前の勤務実績等に基づく選考により、常時勤務又は短時間勤務の職に採用することができることとされています。任期は1年ですが、4回まで任期を更新することができます。令和5年度における新規再任用者数は354人、任期更新者数は888人、離職者数は200人です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：人)

区 分	知事	公営企業管理者	人事委員会	議会議長	代表監査委員	教育委員会	警察本部長	合計
新規再任用者数	59	6	1	1	0	280	7	354
任期更新者数	167	43	0	3	1	617	57	888
離職者数	65	0	1	0	0	123	11	200

エ 職員数の状況

令和5年及び令和6年の各年の4月1日現在の部門別職員数の状況と令和6年の職員数の主な増減理由、年齢別職員構成の状況並びに定員管理の方針及び進捗状況は、以下のとおりです。

(ア) 部門別職員数の状況と令和6年の職員数の主な増減理由

(各年4月1日現在)

		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		令和5年	令和6年			
一 般 行 政 部 門	議 会	31	30	△1	育児休業代替職員の減	
	総務企画	709	715	6	県有財産の管理・保全に係る体制整備等	
	税 務	173	174	1	育児休業代替職員等の増	
	民 生	432	442	10	少子化対策に係る推進体制強化等	
	衛 生	499	491	△8	感染症対策に係る執行体制の見直し等	
	労 働	88	82	△6	市町交流職員の配置による代替等	
	農林水産	983	995	12	全国植樹祭推進室の新設等	
	商 工	196	201	5	しまなみサイクリングの開催準備等	
	土 木	748	731	△17	土木職の欠員増、技能労務職の退職不補充	
	小 計	3,859 [69] 〈300〉	3,861 [61] 〈310〉	2 [△8] 〈10〉		
(男女別)	男	(2,724)	(2,678)	—		
	女	(1,135)	(1,183)	—		
特 別 行 政 部 門	教 育	11,250	11,441	191	定年延長による職員の増	
	(男女別)	男	(5,448)	(5,490)	—	
		女	(5,802)	(5,951)	—	
	警 察	2,872	2,848	△24	欠員不補充	
	(男女別)	男	(2,373)	(2,346)	—	
女		(499)	(502)	—		
小 計	14,122 [303] 〈41〉	14,289 [283] 〈34〉	167 [△20] 〈△7〉			
公 営 企 業 等 部 門		2,130 [51] 〈553〉	2,113 [42] 〈564〉	△17 [△9] 〈11〉	県立病院の欠員不補充	
	(男女別)	男	(660)	(652)	—	
		女	(1,470)	(1,461)	—	
合 計	20,111 [423] 〈894〉 (21,367)	20,263 [386] 〈908〉 (21,387)	152 [△37] 〈14〉 (20)			

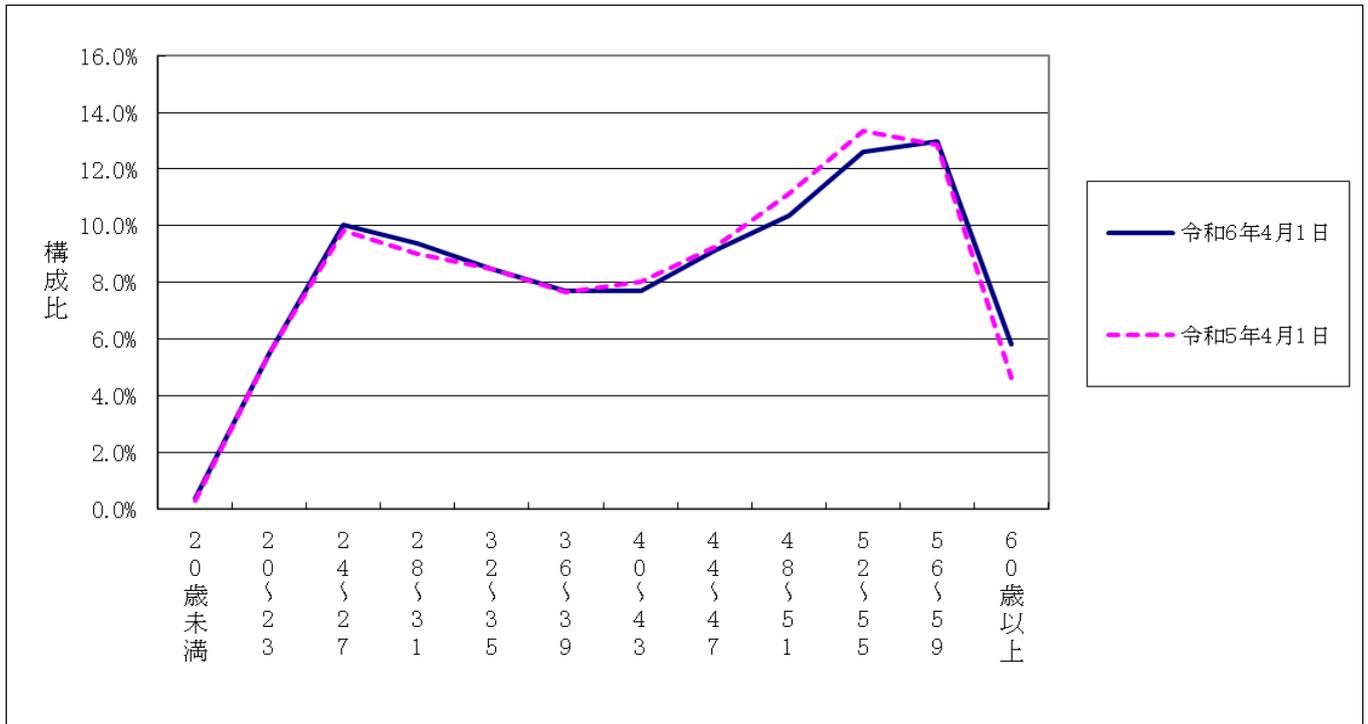
注1 職員数は、一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者及び派遣職員を含み、臨時又は非常勤の職員（総務省定員管理調査対象の臨時的任用職員を除く。）は含まれていません。

2 [] 内は再任用短時間職員の数、〈 〉内はフルタイム会計年度任用職員の数であり、外書きです。

3 この表は、従事する職務の部門ごとの職員の集計であり、「(2) 給与の状況」において適用給料表ごとに集計した職員数とは一致しません。

4 一般行政部門には、知事の事務部局（公立大学法人愛媛県立医療技術大学への派遣職員、博物館職員及び国保事業関係職員を除く。）のほか、人事委員会、議会、監査委員及び労働委員会の事務部局が含まれています。

(イ) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数(人)	71	1,116	2,036	1,898	1,719	1,559	1,558	1,846	2,098	2,557	2,630	1,175	20,263
構成比	0.4%	5.5%	10.0%	9.4%	8.5%	7.7%	7.7%	9.1%	10.4%	12.6%	12.9%	5.8%	100%

(ウ) 定員管理の方針及び進捗状況

a 定員管理の方針

(a) 計画期間：令和6～9年度（4年間）

(b) 対象：一般行政部門職員数

(c) 方針：現職員数を基本としつつ、適正な定員管理により新たな行政需要に対応

〔R5.4.1の職員数3,751人（3,859人からイベント対応等の別枠管理分を除いた職員数）を基準〕

b 定員適正化手法の概要

現職員を基本として、厳格な定員管理を行うとともに、定年年齢の引上げや育児休業者の増加などの変動要素を踏まえながら、複雑化・多様化する県民ニーズなど新たな行政需要に的確に対応します。

c 行革大綱（新ステージ）の年次別実績の概要

（各年4月1日現在）

	区分	令和5年 (計画前年)	令和6年 (1年目)	令和7年 (2年目)	令和8年 (3年目)	令和9年 (4年目)
一般 行政 部門	職員数	3,751 [3,859]	3,730 [3,861]			
	対基準年 増減		△21 [2]			
教育 部門	職員数	301 [11,250]	298 [11,441]			
	対基準年 増減		△3 [191]			
警察 部門	職員数	391 [2,872]	386 [2,848]			
	対基準年 増減		△5 [△24]			
公営 企業 部門	職員数	81 [2,130]	82 [2,113]			
	対基準年 増減		1 [△17]			
計	職員数	4,524 [20,111]	4,496 [20,263]			
	対基準年 増減		△28 [152]			

注1 計画期間は、令和6年度から令和9年度までの4年間です。

2 []内の数値は、イベント対応などの増員分及び育児休業代替職員を含んだ職員数及び増減数を示すものです。

(2) 人事評価の状況

ア 定期人事考課

(ア) 知事、公営企業管理者、人事委員会、議会議長、代表監査委員、教育委員会（事務局職員）

課長級以下の一般職の職員を対象に、令和4年12月1日から令和5年11月30日まで（会計年度任用職員にあつては、令和5年4月1日から令和5年12月31日まで）の期間の勤務状況について、人事評価を行いました。人事評価は、評定を受ける職員の直近上位の職位となる管理職職員が評定者として、職員の能力、執務態度及び業績等の評価を行い、評定者の直近上位の職位となる管理職職員が調整者として、評価結果の調整を行います（調整については会計年度任用職員を除く）。評定結果は、人事異動、昇任及び昇給等において活用しました。

また、人事評価と併せ、人事異動に当たっての希望並びに勤務状況についての自己評価及び現在の仕事についての成果等を申告する自己申告書を職員に提出させ、人事異動において活用しています。

(イ) 教育委員会（市町立学校教職員）

令和4年11月1日から令和5年10月31日まで（会計年度任用職員にあつては、令和5年4月1日から令和5年12月31日まで）の期間の勤務状況について、人事評価を行いました。人事評価は、校長の評定は市町教育長が評定者として、その他の教職員の評定は校長が評定者として、教職員の能力、執務態度及び業績等の評価を行い、市町教育長が調整者として、評価結果の調整を行います（調整については会計年度任用職員を除く）。評定結果は、人事異動、昇任及び昇給等において活用しました。

また、人事評価と併せ、人事異動に当たっての希望を教職員に提出させ、人事異動において活用しています。

(ロ) 教育委員会（県立学校教職員）

令和4年11月1日から令和5年10月31日まで（会計年度任用職員にあつては、令和5年4月1日から令和5年12月31日まで）の期間の勤務状況について、人事評価を行いました。人事評価は、校長の評定は愛媛県教育長が評定者として、その他の教職員の評定は校長が評定者として、教職員の能力、執務態度及び業績等の評価を行い、愛媛県教育長が調整者として、評価結果の調整を行います（調整については会計年度任用職員を除く）。評定結果は、人事異動、昇任及び昇給等において活用しました。

また、人事評価と併せ、人事異動に当たっての希望を教職員に提出させ、人事異動において活用しています。

(ハ) 警察本部長

令和5年度においても、年1回の能力評価及び年2回の業績評価を行いました。

能力評価は、令和4年10月1日から令和5年9月30日までの期間について、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で評価し、業績評価は、令和5年4月1日から令和5年9月30日まで及び令和5年10月1日から令和6年3月31日までの期間について、職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で評価を行っています。

人事評価は、上席係長以上の警察官又は課長補佐以上の一般職員が評価者として評価を行い、上位の幹部職員が調整者として評価結果の調整を行った後、調整者の上位の職位にある確認者に提出し、確認を受けて確定します。評価結果は、人事異動、昇任、昇給等において活用しました。

イ 特別人事考課

(ア) 知事、公営企業管理者、人事委員会、議会議長、代表監査委員、教育委員会（事務局職員）

条件付採用期間中の職員を対象に、採用の日から5か月（会計年度任用職員にあつては、15日）を経過した日までの期間の勤務状況について、評定を行い、所属長（部長、病院長等）が、職務遂行能力及び適性等を評価しました。評定結果は、当該職員の正式採用の可否の決定において活用しました。

(イ) 教育委員会（市町立学校教職員及び県立学校教職員）

条件付採用期間中の教職員を対象に、採用の日から5か月（教員は10か月）を経過した日までの期間の勤務状況について、評定を行い、校長が、職務遂行能力及び適性等を評価しました。評定結果は、当該職員の正式採用の可否の決定において活用しました。

なお、県立学校の教員については、平成 16 年度の特別人事考課から、教員として求められる資質である社会性、コミュニケーション能力、職務に対する意欲等について校長が評価し、教育委員会に報告することとしています。

(7) 警察本部長

条件付採用期間中の職員を対象に、条件付採用期間終了直前までの期間の勤務状況について、勤務成績評価を行い、評価者、調整者及び確認者が、職務遂行能力、適性等を評価しました。評価結果は、当該職員の正式採用の可否の決定において活用しました。

(3) 給与の状況

ア 総括

(ア) 人件費の状況（普通会計決算）

人件費には、一般職の職員（警察関係職員、教育関係職員、一般行政関係職員及び会計年度任用職員をいう。以下同じ。）に支給する給与と、知事等特別職の職員に支給する給与、議員の報酬等のほか、地方公務員共済組合負担金、退職手当、恩給及び退職年金、災害補償費等が含まれています。

令和5年度における普通会計の決算による人件費の状況は、以下のとおりです。

区 分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日現在)	歳 出 額 (A)	実 質 収 支	人 件 費 (B)	人件費率 (B/A)	令和4年度 の人件費率
令和5年度	1,312,298 人	740,769,253 千円	5,247,092 千円	152,103,410 千円	20.5 %	22.9 %

(イ) 職員給与費の状況（普通会計予算）

令和6年度当初予算における職員給与費の状況は、以下のとおりです。

区 分	職 員 数 (A)	給 与 費					1人当たり 平均給与費 (B/A)
		報 酬	給 料	職 員 手 当	期末・勤勉手当	計 (B)	
令和6年度	21,809 人	3,366,830 千円	81,195,567 千円	13,618,825 千円	33,166,148 千円	131,347,370 千円	6,023 千円

注1 職員給与費とは、人件費のうち、一般職の職員に対して支給される報酬及び給料、扶養手当、通勤手当、住居手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当等の諸手当に要する経費であり、退職手当に要する経費は含んでいません。

2 職員数は、令和6年度当初予算に計上された数値（定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員を含む。）であり、令和6年4月1日現在の実職員数とは一致しません。

(ウ) 特記事項

令和6年度は、知事等特別職の給与の臨時的な減額措置を以下のとおり行っています。

○特別職

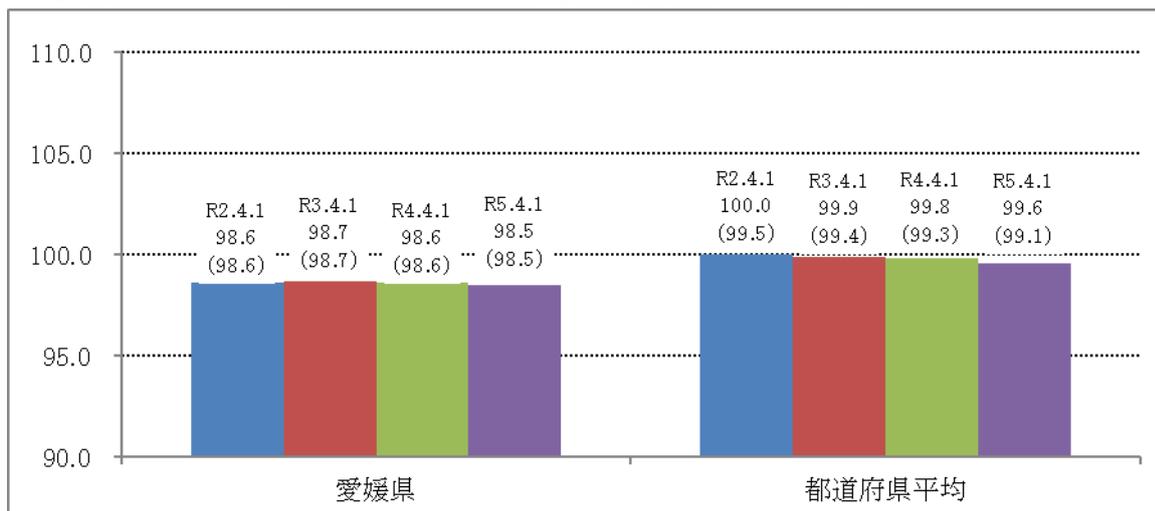
区 分	給 料
知 事	10/100
副知事	6/100
教育長、公営企業管理者、常勤監査委員	5/100

(エ) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）

ラスパイレス指数とは、各地方公共団体の学歴別・経験年数別の職員数が国家公務員のそれと同じであると仮定し、その職員数に各地方公共団体の平均給料月額を乗じて得られる給料総額が国家公務員の給料総額に対してどのような割合になるかを示す指数ですが、本県ラスパイレス指数は、本県の一般行政職の給与水準を、国家公務員の行政職俸給表(一)適用者のそれを 100 として比較したものです。

本県の令和5年4月1日におけるラスパイレス指数は、98.5 と国よりも低くなっており、都道府県平均（99.6）を 1.1 ポイント下回っています。

なお、給与水準の比較対象となる給料に加えて、東京都特別区など主に民間賃金の高い地域に勤務する職員には、最大 20%の地域手当が支給されており、支給対象職員の割合は、国家公務員が 75.7%（令和5年4月1日現在）であるのに対し、県職員は 0.4%（令和5年4月1日現在）となっていますが、このラスパイレス指数には反映されていません。



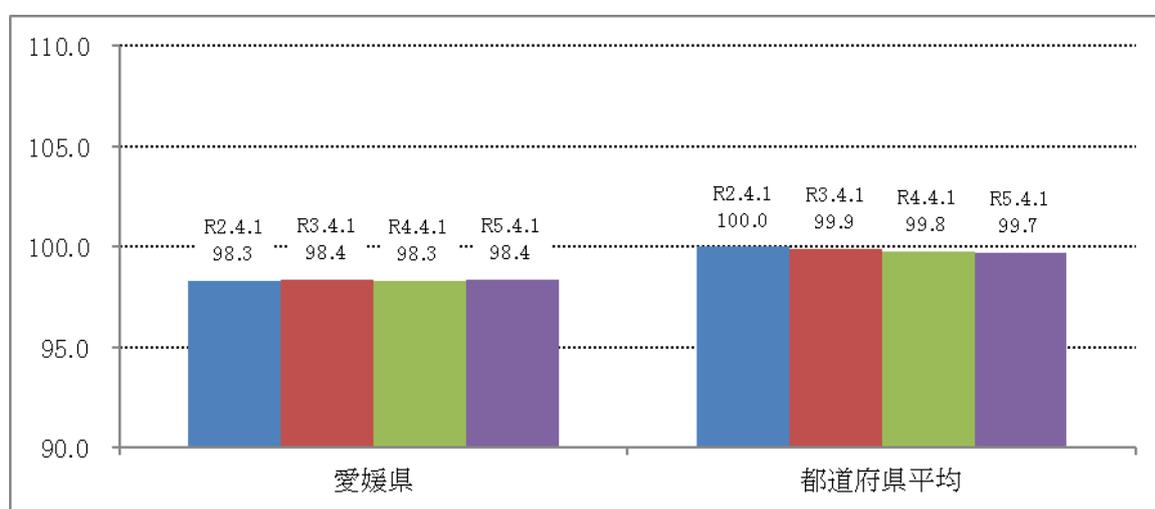
注1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を 100 として計算した指数。

注2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 （補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。）

(カ) パーシェ指数の状況（各年4月1日現在）

県職員の給与水準を示す指標として、ラスパイレス指数の他にパーシェ指数があり、本県の令和5年4月1日におけるパーシェ指数は、98.4 と国よりも低くなっています。

なお、ラスパイレス指数は国家公務員の職員構成を基準として算出するのに対して、パーシェ指数は本県の職員構成を基準として算出するもので、国家公務員の給与水準を 100 とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。



イ 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(ア) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

本県では、行政職給料表、公安職給料表、中学校・小学校教育職員給料表、高等学校等教育職員給料表、技能労務職員の給料表など9種類の給料表を定めています。

令和6年4月1日現在における職員数（企業会計関係職員2,106人、再任用短時間勤務職員344人及びフルタイム会計年度任用職員344人を含まない。以下（イ）及び（ウ）において同じ。）は、18,157人です。

このうち、代表的な職種である一般行政職（行政職給料表適用者のうち、税務事務に従事する職員及び船員（以下「税務職員等」という。）を除いた職員をいう。以下（ウ）において同じ。）4,127人（22.7パーセント）、技能労務職171人（0.9パーセント）、高等学校（特別支援学校を除く。）教育職2,299人（12.7パーセント）、中学校・小学校教育職7,099人（39.1パーセント）及び公安職2,466人（13.6パーセント）の職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況は、以下のとおりです。

a 一般行政職（行政職給料表適用者（税務職員等を除く。））

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
愛媛県	42.6歳	319,123円	414,372円

b 技能労務職（技能労務職に係る給料表適用者）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
愛媛県	56.5歳	337,846円	373,647円
うち 用務員	55.9歳	341,904円	380,446円
うち 自動車運転員	59.3歳	295,374円	332,241円
うち 学校給食員	54.9歳	345,269円	382,808円

c 高等学校教育職（高等学校等教育職員給料表適用者（特別支援学校職員を除く。））

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
愛媛県	46.2歳	379,582円	432,315円

d 中学校・小学校（幼稚園）教育職（中学校・小学校教育職員給料表適用者）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
愛媛県	44.3歳	359,885円	395,654円

e 公安職（公安職給料表適用者）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
愛媛県	38.9歳	335,731円	441,411円

注1 平均給料月額とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の給料、給料の調整額、教職調整額及び管理監督職勤務上限年齢調整額の合算額の平均であり、学歴、経験年数、職位等の要素は、考慮に入れていません。

2 平均給与月額とは、職員の給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、超過勤務手当などの諸手当の額を合計したものの平均です。

(イ) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

令和6年4月1日現在における代表的な職種の職員の初任給を国のそれと比較した状況は、以下のとおりです。

区 分		愛 媛 県	国
一 般 行 政 職	大学卒	203,553 円	総合職（大卒） 200,700 円 一般職（大卒） 196,200 円
	高校卒	171,874 円	一般職（高卒） 166,600 円
技 能 労 務 職	高校卒	169,963 円	—
	中学卒	152,061 円	—
高 等 学 校 教 育 職	大学卒	236,483 円	—
中 学 校 ・ 小 学 校 教 育 職	大学卒	236,483 円	—
公 安 職	大学卒	229,299 円	総合職（大卒） 230,400 円 一般職（大卒） 227,600 円
	高校卒	199,732 円	一般職（高卒） 191,800 円

(ウ) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（令和6年4月1日現在）

令和6年4月1日現在における代表的な職種の職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況は、以下のとおりです。

区 分		経 験 年 数 10 年	経 験 年 数 20 年	経 験 年 数 25 年	経 験 年 数 30 年
一 般 行 政 職	大学卒	269,417 円	360,643 円	379,444 円	392,993 円
	高校卒	232,765 円	303,369 円	331,268 円	376,138 円
技 能 労 務 職	高校卒	—	—	—	314,415 円
	中学卒	—	—	—	—
高 等 学 校 教 育 職	大学卒	321,773 円	405,370 円	427,180 円	438,702 円
	高校卒	—	—	365,377 円	—
中 学 校 ・ 小 学 校 教 育 職	大学卒	318,092 円	391,077 円	410,976 円	423,722 円
	高校卒	—	—	—	—
公 安 職	大学卒	290,732 円	390,386 円	415,327 円	425,937 円
	高校卒	269,024 円	354,814 円	386,358 円	408,535 円

注 経験年数とは、おおむね次のとおりです。

- ① 学歴取得後直ちに本県へ就職した者 県職員として在職した年数
- ② 学歴取得後無職の期間又は他へ就職していた期間を経て本県へ就職した者 無職の期間の4分の1及び他へ就職していた期間のおおむね10分の8の期間と県職員として在職した期間とを合算した年数

ウ 一般行政職の級別職員数等の状況

一般行政職の級別職員数の状況（令和6年4月1日現在）

本県における一般行政職の職員に適用される行政職給料表は、職務により1級から9級までの9区分に分かれており、これらは、10級制となっている国の行政職俸給表(一)の1級から9級までの区分と同じです。

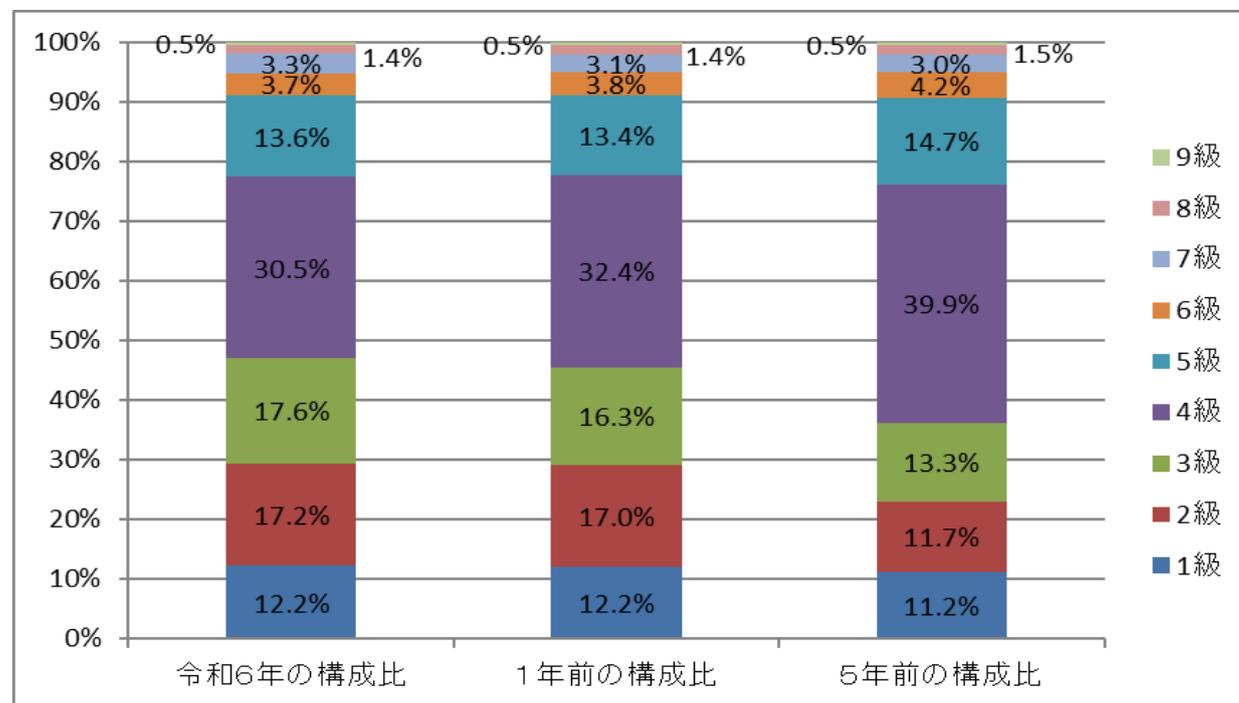
令和6年4月1日現在における級別職員数とその構成比は、以下のとおりです。

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事・技師	482人	12.2%	163,023円	250,821円
2級	主事・技師	678人	17.2%	209,185円	306,939円
3級	主任・係長	694人	17.6%	242,273円	353,000円
4級	専門員	1,202人	30.5%	273,148円	387,395円
5級	課長補佐・主幹	535人	13.6%	297,083円	396,245円
6級	課長	147人	3.7%	324,941円	413,644円
7級	参事	129人	3.3%	367,583円	448,743円
8級	局長	54人	1.4%	412,638円	472,679円
9級	部長	19人	0.5%	462,521円	531,914円
計		3,940人	100%		

注1 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

2 本来の給料月額の7割水準に設定される職員及び暫定再任用職員は含んでいません。

3 構成比は小数第2位で四捨五入しているため、各区分の合計は100.0%にならないこともあります。



エ 職員の手当の状況

職員には、基本給としての給料のほか、各職員の生活実態及び勤務条件の違い等を考慮して、各種の手当を支給しています。

主な手当は、以下のとおりであり、おおむね国と同じ内容となっています。

なお、各手当の支給実績及び1人当たり平均支給額は、令和5年度普通会計決算ベースの額（フルタイム会計年度任用職員を除く。）です。

(ア) 期末手当・勤勉手当

愛 媛 県		国	
1人当たり平均支給額（令和5年度決算）		—	
1,552千円			
(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375 月分) (0.975 月分)		(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375 月分) (0.975 月分)	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	

注1 特定幹部職員(局長級以上の職員)については、期末手当のうち0.4月分を勤勉手当に振り替えているため、期末手当2.05月分、勤勉手当2.45月分となっています。

2 () 内の数値は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当（令和6年4月1日現在）

愛 媛 県			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
退職手当の調整額			退職手当の調整額		
職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算			職務の級等の区分に応じた11段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算		
定年前早期退職特別措置（2～20%加算）			定年前早期退職特別措置（2～45%加算）		
	自己都合	勸奨・定年			
1人当たり平均支給額	2,845千円	22,080千円			

注 1人当たり平均支給額は、令和5年度中に退職した職員に支給された額の平均です。

(ウ) 地域手当（令和6年4月1日現在）

地域手当は、民間賃金の地域間格差を適切に反映するため、東京都特別区、大阪府大阪市、埼玉県さいたま市、広島県広島市及び香川県高松市に勤務する職員に対して支給しているものです。また、医師については、一般的に、人材確保が困難である地方の方が都市部より給与が高いという実状があることから、それを反映させるために支給しています。

支 給 実 績 (令和5年度決算)			54,075 千円	
支給対象職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)			772,500 円	
区 分	支給対象地域	支 給 率	支給対象職員数	国の支給率
医 師		16%	23 人	16%
医師以外	東京都 (特別区)	20%	38 人	20%
	大阪府 (大阪市)	16%	8 人	16%
	埼玉県 (さいたま市)	15%	1 人	15%
	広島県 (広島市)	10%	2 人	10%
	香川県 (高松市)	6%	4 人	6%

注 支給対象職員数は、令和6年4月1日現在の職員数です。

(エ) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な業務に従事する職員に、その勤務の特殊性に基づき支給するものです。

支給実績（令和5年度決算）		1,245,126千円		
支給職員1人当たり平均支給額（令和5年度決算）		112,671円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）		59.1%		
手当の種類（手当数）		55		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和5年度）	支給単価
県税事務従事職員の特殊勤務手当	県税事務に従事する職員	納税義務者、滞納者等を訪問して行う県税の賦課及び徴収に関する業務等	673千円	日額 500円
伝染病防疫作業従事職員の特殊勤務手当	伝染病防疫業務に従事する職員	①伝染病患者等の救護作業 伝染病菌の付着した物件等の処理作業 ②伝染病菌を有する家畜等の防疫作業（③以外） ③伝染病菌を有する家畜等の防疫作業（鳥インフルエンザに係る患畜等のと殺作業）	11千円	①②日額 290円 ③日額 1,470円
		①新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者から検体を採取する作業 ②新型コロナウイルス感染症の患者に接して行う疫学的調査その他の調査の作業 ③新型コロナウイルス感染症の患者を搬送する自動車に同乗して当該患者に付き添う作業 ④人事委員会が前3号に掲げる作業に相当すると認める作業	28千円	日額 3,000円 又は 日額 4,000円 （長時間又は①及び③のうち身体に接触するもの） （令和5年5月7日まで）
		特定新型インフルエンザ等から県民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であつて人事委員会が定めるもの	0千円	日額 1,500円 又は 日額 4,000円 （緊急に行われた措置に係る作業であつて、心身に著しい負担を与えると人事委員会が認めるもの）
		産業技術研究所、衛生環境研究所等に勤務する職員の特殊勤務手当	産業技術研究所、衛生環境研究所等に勤務する職員	①人体に有毒なガスの発生を伴う業務 ②特に危険性を有する薬品を取り扱う業務 ③病理細菌を取り扱う業務
特殊現場作業従事職員の特殊勤務手当	特殊現場作業に従事する職員	①トンネルの坑内で従事するトンネル掘り作業 ②墜落の危険が特に著しい箇所で行う作業等	4千円	①日額 560円 ②日額 220円
レントゲン技術従事職員の特殊勤務手当	レントゲン技術又はその補助に従事する職員	レントゲンを使用して、有害放射線の影響を受ける作業	227千円	日額 230円
児童相談所、子ども療育センター、知的障害者更生相談所及び心と	児童相談所、子ども療育センター、知的障害者更生相談所及び心と	①児童の一時保護及び心理判定作業 ②重症心身障害児等の看護作	12,734千円	①日額 950円 ②～④日額 420円

体の健康センターに勤務する職員の特殊勤務手当	体の健康センターに勤務する職員	業等 ③知的障害者の心理判定作業 ④精神障害者等の看護作業等及び心理判定作業		
児童自立支援施設に勤務する職員の特殊勤務手当	児童自立支援施設に勤務する職員	児童の自立支援又は生活支援の業務	7,218千円	日額 820円、1,480円、2,220円
県警察に勤務する職員の特殊勤務手当				
私服員の捜査、逮捕作業等手当	当該作業に従事する私服警察職員	犯罪予防、捜査、被疑者逮捕作業	63,561千円	日額 560円
犯罪鑑識作業手当	当該作業に従事する警察職員	指紋、手口、写真等を利用する犯罪鑑識作業	5,933千円	日額 280円又は560円
交通取締用自動車等運転作業手当	当該作業に従事する警察職員	交通取締用自動車その他特殊自動車運転作業	30,754千円	日額 420円又は560円
山岳捜索救難作業手当	山岳救助警備隊に属する警察職員	山岳において遭難事故が発生した場合において行う遭難者の捜索救難作業	94千円	日額 840円
警ら作業手当	当該作業に従事する警察職員	警ら作業	28,466千円	日額 340円
身辺警護等作業手当	当該作業に従事する警察職員	①天皇若しくは皇后、上皇、上皇后、皇太子、皇太子妃、皇嗣、皇嗣妃若しくは悠仁親王の警衛又は内閣総理大臣、国賓等の警護作業 ②皇族の警衛の作業（①を除く。）	418千円	①日額 1,150円 ②日額 640円
銃器犯罪捜査作業手当	当該作業に従事する警察職員	①銃器等が使用されている犯罪現場における被疑者逮捕等の作業 ②銃器を所持する被疑者の逮捕、警戒等の作業 ③保護対象者の身辺警戒又は固定警戒の作業	26千円	①日額 1,640円 ②日額 820円又は1,100円 ③日額 820円
ひき逃げ捜査作業手当	当該作業に従事する交通専務員	ひき逃げ捜査作業	354千円	日額 560円
交通取締等作業手当	当該作業に従事する交通専務員	①共同危険行為取締作業 ②交通取締り（①の作業を除く。）、整理及び事故処理作業	6,354千円	①日額 560円 ②日額 310円
留置場等看守作業手当	当該作業に従事する警察職員	留置場等において収容者を看守する作業	3,705千円	日額 230円
被疑者護送作業手当	当該作業に従事する警察職員	被疑者護送作業	952千円	日額 230円
火薬類取締作業手当	当該作業に従事する警察職員	火薬類の取締作業（不発弾の処理作業を含む。）	3千円	日額 250円
夜間特殊作業手当	当該作業に従事する警察職員	夜間（深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間）を含む時間）に従事する特殊業務	51,699千円	1回 410円、730円又は1,100円
潜水作業手当	当該作業に従事する警察職員	潜水器具を着用して従事する潜水作業	4千円	1時間 310円又は780円
死体取扱作業手当	当該作業に従事する警察職員	①検視管理官が行う検視又は解剖立会いの作業 ②その他の死体取扱作業	31,510千円	①1回 3,200円 ②1回 1,600円
爆発物処理作業手当	当該作業に従事する警察職員	爆発物処理作業	57千円	1回 5,200円

特殊危険物質処理作業等手当	当該作業に従事する警察職員	①特殊危険物質(サリン等)の処理作業 ②特殊危険物質による被害の危険がある区域内において行う作業 ③特殊危険物質が発生するおそれがある実験作業	0千円	①日額 5,200円 ②日額 250円 ③日額 460円
緊急業務処理作業手当	当該作業に従事する警察職員	正規の勤務時間外に突発的な事件又は事故の処理のため出勤を命じられ、夜間に従事する作業	1,492千円	1回 1,240円
少年補導作業手当	少年補導職員	少年補導作業	416千円	日額 310円
災害警備等作業手当	当該作業に従事する警察職員	異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所等において行う災害警備、遭難救助等の心身に著しい負担を与える作業	277千円	日額 840円
術科指導作業手当	当該作業に従事する術科指導員	術科指導作業(本務として従事する作業を除く。)	21千円	1時間 300円
漁労手当	水産実習船に勤務する船員	漁労業務	875千円	日額 3,000円～8,400円
社会福祉業務従事職員の特殊勤務手当	社会福祉主事 身体障害者更生相談所に勤務する身体障害者福祉司 児童福祉司 保健師	①要保護者等を訪問して行う指導等、身体障害者に面接して行う相談等の業務 ②児童等に面接して行う相談等の業務	7,497千円	①日額 510円 ②日額 950円
精神保健指定医、診察立会職員及び精神障害者移送に従事する職員の特殊勤務手当	精神保健指定医、診察立会職員等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく診察、立会又は移送の業務	34千円	日額 320円
職業訓練指導業務従事職員の特殊勤務手当	産業技術専門校に勤務する職業訓練指導員	職業訓練業務	2,338千円	日額 790円
と畜検査業務従事職員の特殊勤務手当	食肉衛生検査センターに勤務する職員	と畜場法による獣畜のとさつ又は解体の検査	2,440千円	日額 1,180円
麻薬取締業務従事職員の特殊勤務手当	麻薬取締員	麻薬及び向精神薬取締法による司法警察職員として従事する危険な職務	6千円	日額 420円
爆発物取締業務従事職員の特殊勤務手当	本庁爆発物取締主管課又は地方局に勤務する職員	火薬類取締法又は高圧ガス保安法に基づく完成検査、保安検査等の業務	33千円	日額 250円
漁業取締作業従事職員の特殊勤務手当	当該作業に従事する職員	漁業取締船に乗り組んで従事する漁業取締作業	1,001千円	日額 500円
夜間看護手当	子ども療育センターに勤務する看護師又は准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間)において行われる看護等の業務	11,961千円	1回 2,150円から3,550円まで
家畜保健衛生所及び家畜病性鑑定所に勤務する職員の特殊勤務手当	家畜保健衛生所及び家畜病性鑑定所に勤務する獣医師である職員	家畜保健衛生所法による家畜の伝染病の予防、人工授精の実施等の事務	4,669千円	日額 730円 (BSE検査:810円加算)
潜水手当	農林水産研究所水産研究センターに勤務する職員	海中の魚礁の状況、魚介類の育成状況等を調査するため、潜水器具を着用して行う潜水作業	5千円	1時間 310円又は780円

用地交渉等業務に従事する職員の特殊勤務手当	農林水産部農業振興局農地整備課、土木部土木管理局用地課、地方局農林水産振興部土地改良主務課及び治山主務課並びに地方局建設部（土木事務所を含む。）に勤務する職員	公共事業の施行に伴う土地等の取得及び権利の消滅等に伴う損失の補償等に関し、これらの権利者等と直接現地で行う交渉業務	1,797千円	日額 650円
身体障害者等福祉業務従事職員の特殊勤務手当	①身体障害者更生相談所に勤務する看護師等 ②女性相談支援センター又はさつき寮に勤務する職業訓練指導員又は生活指導員	①看護業務 ②職業訓練又は生活指導の業務	61千円	日額 420円
精神障害者等訪問指導業務従事職員の特殊勤務手当	保健所又は心と体の健康センターに勤務する保健師	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき精神障害者等を訪問して行う相談援助業務又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく訪問指導業務	420千円	日額 230円
航空手当	当該業務に従事する職員	①航空機の操縦業務 ②航空機の整備等業務（整備士） ③航空機に搭乗して行う訓練等の業務（①及び②以外）	3,724千円	①1時間 7,700円 ②1時間 4,500円 ③1時間 1,900円
災害応急作業等手当	土木部河川港湾局河川課及び港湾海岸課並びに道路都市局道路建設課及び道路維持課並びに地方局建設部（土木事務所及びダム管理事務所を含む。）その他人事委員会が認める勤務箇所に勤務する職員	異常な自然現象により重大な災害が発生した場合等に警戒水位を超えている河川の堤防、通行が禁止されている区間の道路等の危険な区域において行われる次の作業 ①巡回監視 ②応急作業等	892千円	①日額 480円 ②日額 730円
	当該作業等に従事する職員（東日本大震災に対処するための災害応急作業等手当の特例）	①東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う作業 ②原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定に基づく指示（以下「本部長指示」という。）による帰還困難区域において行う作業 ③本部長指示による居住制限区域において行う作業	0千円	①日額 20,000円～3,300円 ②屋外作業 日額 6,600円 屋内作業 日額 1,330円 ③屋外作業 日額 3,300円 屋内作業 日額 660円
		異常な自然現象により重大な災害が発生した場合等に警戒水位を超えている河川の堤防、通行が禁止されている区間の道路等の危険な区域において行われる次の作業 ①巡回監視 ②応急作業等	0千円	①日額 480円 ②日額 730円
	当該作業等に従事する職員（東日本大震災以外の特定大規模災害に対処するための災害応急作業等手当の特例）	①原子力災害対策特別措置法第17条第9項に規定する緊急事態応急対策実施区域に所在する原子力事業所のうち人事委員会が定めるもの（以下「特定原子力事業所」という。）の		0千円

		敷地内において行う作業 ②特定原子力事業所に係る本部長指示に基づき設定された区域等を考慮して人事委員会が定める区域において行う作業		
		異常な自然現象により重大な災害が発生した場合等に警戒水位を超えている河川の堤防、通行が禁止されている区間の道路等の危険な区域において行われる次の作業 ①巡回監視 ②応急作業等	0 千円	日額 730 円を超えない額
食鳥検査業務従事職員の特殊勤務手当	食肉衛生検査センターに勤務する職員	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律による食鳥検査業務	204 千円	日額 1,180 円
特殊自動車運転作業手当	農業大学校及び農林水産研究所（水産研究センターを除く。）並びに東予地方局農林水産振興部今治支局地域農業育成室、中予地方局農林水産振興部農業振興課地域農業育成室及び南予地方局農林水産振興部農業振興課地域農業育成室に勤務する職員	大型特殊自動車等の運転作業	864 千円	日額 290 円
兼務手当	当該業務に従事する教育職員	定時制の課程の授業又は補助の業務（本務として従事する業務を除く。）	1,019 千円	1 時間 510 円、610 円又は 670 円
添削手当	当該業務に従事する教育職員	通信制の課程を担当して行う添削指導業務（本務として従事する業務を除く。）	0 千円	添削 1 回 110 円
教員特殊業務手当	当該業務に従事する教育職員（職務の級が中学校・小学校教育職員給料表又は高等学校等教育職員給料表の 1 級、2 級又は特 2 級のものに限る。）	①非常災害時における児童等の保護又は緊急の防災等の業務 ②児童等の負傷、疾病等に伴う救急の業務等 ③修学旅行等引率業務 ④対外運動競技等において児童等を引率して行う指導業務（泊を伴うもの等） ⑤部活動における児童等に対する指導業務（週休日、休日等に行うもの） ⑥入学試験における受験生の監督等の業務（週休日、休日等に行うもの）	471,075 千円	①日額 8,000 円 ②日額 7,500 円 ③日額 5,100 円 ④日額 5,100 円 ⑤日額 3,600 円又は 1,800 円 ⑥日額 1,125 円
多学年学級担当手当	公立の小学校又は中学校の 2 の学年の児童等で編制されている学級を担当する教育職員（一定以上の授業時間数の者に限る。）	当該多学年学級における授業又は指導業務	8,022 千円	日額 290 円
教育業務連絡指導手当	教務主任、学年主任、	教務その他の教育に関する業	95,967 千円	日額 200 円

	生徒指導主事等	務についての連絡調整及び指導助言の業務		
面接指導手当	当該業務に従事する教育職員	講師として通信制の課程の授業又はその補助を行う業務（本務として従事する業務を除く。）	8千円	1時間 760円
特別支援教育手当	特別支援学校に勤務する教育職員及び特別支援学級等を担当する教育職員	障害のある幼児、児童又は生徒に対する授業又は指導業務	376,647千円	日額 1,000円又は1,200円
道路上作業手当	地方局建設部又は土木事務所に勤務する技能労務職員	交通遮断することなく行う道路の維持修繕、舗装の打換え等の作業	2,653千円	日額 300円
家畜ふん尿処理作業手当	農林水産研究所畜産研究センターに勤務する技能労務職員	たい肥舎等において行う有害物の発生を伴う家畜ふん尿の処理作業	108千円	日額 290円

注 手当ごとの「支給実績（令和5年度）」は、給与システムによる支給分であるため、その合計は「支給実績（令和5年度決算）」と一致しません。

(オ) 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算額）	3,880,835千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	566千円
支給実績（令和4年度決算額）	3,859,432千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	565千円

注1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含んでいます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（〇年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含んでいます。

(カ) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容	支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和5年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 6,500円 ・子 10,000円 ・父母等 6,500円 〔満15歳に達する日後の最初の年度初めから満22歳に達する日以降の最初の年度末までの子1人につき5,000円加算〕	同	—	1,680,099千円	232,475円
住居手当	自ら居住するための住宅等を借り受け、家賃等を支払っている職員等に支給	【借家・借間居住者】 <ul style="list-style-type: none"> ・家賃23,000円以下 家賃額-12,000円 ・家賃23,000円超55,000円未満（家賃額-23,000円）×1/2+11,000円 ・家賃55,000円以上27,000円（支給限度額） 	異	<ul style="list-style-type: none"> ・家賃27,000円以下 家賃額-16,000円 ・家賃27,000円超61,000円未満（家賃額-27,000円）×1/2+11,000円 ・家賃61,000円以上28,000円（支給限度額） 	1,405,896千円	264,565円

手当名	内容	支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
初任給調整手当	医師等採用による欠員の補充が困難である職に採用された職員等に支給	採用困難の程度等を考慮して定める職の区分及び採用の日以後の期間の区分に応じて支給 上限額：415,600円	同	—	66,980千円	1,175,088円
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用している職員又は自動車等を使用している職員等に支給	【公共交通機関利用者】 6箇月定期等廉価な価額による運賃等相当額 上限額：93,000円	異	国上限額 55,000円	1,577,551千円	106,555円
		【交通用具利用者】 距離に応じた定額 片道2km以上5km未満2,500円 ～ 片道95km以上47,200円	異	国上限額 31,600円		
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い単身で生活することとなった職員に対して支給	30,000円+加算額 加算額は、配偶者住居との距離に応じて8,000～70,000円	同	—	204,463千円	367,079円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して支給	給料表別、職務の級別、区分別の定額	同	—	1,353,465千円	699,465円
特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当	離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署等に勤務する職員に支給	給料及び扶養手当の月額に対して、100分の2から100分の21までの範囲で、公署の区分に応じた一定率を乗じた額	同	—	21,253千円	200,497円
へき地手当及びへき地手当に準ずる手当	へき地学校等に指定された学校に勤務する教育職員に対して支給	給料及び扶養手当の月額に対して、100分の2から100分の21までの範囲で、学校の区分に応じた一定率を乗じた額			98,346千円	304,478円
定時制通信教育手当	県立の高等学校で本務として定時制教育又は通信教育に従事する教育職員等に支給	給料月額に100分の5から100分の7を乗じた額 (管理職手当との併給調整あり。)			30,209千円	287,708円
産業教育手当	県立の高等学校で農業、水産又は工業に係る産業教育に従事する教育職員に支給	給料月額に100分の7を乗じた額 (管理職手当等との併給調整あり。)			101,850千円	294,363円
義務教育等教員特別手当	小学校、中学校又は県立学校に勤務する教育職員に支給	上限額：8,000円 職務の級号給に応じた定額 (産業教育手当等との併給調整あり。)			677,701千円	62,083円
農林漁業普及指導手当	農林漁業の普及指導に関する事務に従事する職員に支給	給料月額に100分の6を乗じた額			32,772千円	221,432円
宿日直手当	職員が正規の勤務時間外又は休日等に宿直又は日直をした場合に支給	4,200円/1回 ほか (勤務時間による増減あり。)	同	—	448,884千円	187,113円
管理職員特別勤務手当	管理職手当を支給される職員が週休日等に勤務した場合に支給	職責に応じて3,000円～12,000円/1回の定額 (6時間を超える場合は加算あり。)	同	—	38,396千円	69,182円
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に支給	勤務1時間につき、1時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額	同	—	142,821千円	89,938円

注 支給単価のうち、特に記載の無いものは月額単価です。

才 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

特別職の職員の給料月額又は報酬月額、期末手当の支給割合及び退職手当の算定方式等は、以下のとおりです。

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	知 事	1,188,000 円	(1,320,000 円)
	副 知 事	949,400 円	(1,010,000 円)
報 酬	議 長	970,000 円	
	副 議 長	870,000 円	
	議 員	820,000 円	
期 末 手 当	知 事	(令和5年度支給割合)	
	副 知 事	3.40 月分	
退 職 手 当	知 事	(算定方式) (支給時期)	
	副 知 事	132 万円×在職月数×0.481 (任期毎)	
		101 万円×在職月数×0.365 (")	

注 給料月額及び報酬月額は、知事等の給与の特例に関する条例（平成18年愛媛県条例第6号）に基づき、それぞれ知事 10%、副知事 6%の減額をした後の額であり、()内の金額は、減額前の額を記載しています。

カ 公営企業職員の状況

(7) 電気事業

県営電気事業は、昭和28年10月7日の営業開始以来70年を経過し、現在、銅山川第一発電所（2基）、同第二発電所、同第三発電所、富郷発電所、肱川発電所、道前道後第一発電所、同第二発電所及び同第三発電所、畑寺発電所の合計9発電所（10基）において、最大出力66,936キロワットで営業しています。

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区 分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める職員 給与費比率(B/A)	令和4年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
令和5年度	2,365,292	1,035,543	409,272	17.3	17.2

注1 決算には、消費税を含んでいません。

2 職員給与費とは、職員に対して支給される給料、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等の諸手当及び報酬に要する経費であり、退職手当に要する経費は、含んでいません。

(b) 予算

区 分	職員数 (A)	給 与 費					1人当たり 平均給与費 (B/A)
		報 酬	給 料	職 員 手 当	期末・勤勉手当	計 (B)	
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
令和6年度	83	20,617	304,894	79,141	160,080	564,732	6,804

注1 職員数及び給与費は、令和6年度当初予算に計上された数値（定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員を含む）であり、令和6年4月1日現在の実職員数とは一致しません。

2 職員手当には、退職手当に要する経費は、含んでいません。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

県営電気事業に従事する令和6年4月1日現在の職員数（再任用短時間勤務職員1人及びフルタイム会計年度任用職員7人を含まない。）は、61人であり、職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況は、以下のとおりです。

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
愛媛県公営企業 (電気事業)	46歳11月	348,342円	441,941円 (568,257円)

注1 基本給とは、職員の給料、扶養手当及び地域手当の合算額の平均です。

2 平均月収額とは、職員の基本給と毎月支払われる住居手当、時間外勤務手当などの諸手当を合計したものの平均であり、()内の金額は、期末・勤勉手当を含んだものです。

c 職員の手当の状況（フルタイム会計年度任用職員を除く）

(a) 期末手当・勤勉手当

愛媛県公営企業（電気事業）	愛媛県
1人当たり平均支給額 （令和5年度） 1,668千円	1人当たり平均支給額 （令和5年度） 1,552千円
（令和5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 （1.375 月分） （0.975 月分）	（令和5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 （1.375 月分） （0.975 月分）
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置

注1 特定幹部職員（局長級以上の職員）については、期末手当のうち0.4月分を勤勉手当に振り替えているため、期末手当2.05月分、勤勉手当2.45月分となっています。

2 () 内の数値は、再任用職員に係る支給割合です。

(b) 退職手当（令和6年4月1日現在）

愛媛県公営企業（電気事業）	愛媛県
（支給率） 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 退職手当の調整額 職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算 定年前早期退職特別措置 （2～20%加算） 1人当たり平均支給額 任期满了 定年 9,562千円 27,664千円	（支給率） 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 退職手当の調整額 職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算 定年前早期退職特別措置 （2～20%加算） 1人当たり平均支給額 自己都合 勸奨・定年 2,845千円 22,080千円

注 1人当たり平均支給額は、令和5年度中に退職した職員に支給された額の平均です。

(c) 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給対象職員は、いません。

(d) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		14千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		566円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）		44.4%		
手当の種類（手当数）		2		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和5年度）	支給単価
危険作業手当	発電所又は工業用水管理事務所に勤務する職員	①傾斜30度以上の水圧管施設工事及び内部工事の作業等 ②水圧鉄管充水中の水車ケーシング及びドラフトチューブの内部作業等 ③ずい道水圧管内における調査、測量作業等 ④地上又は水面上10メートル以上の墜落の危険が特に著しい箇所で行う工事の監督、調査等 ⑤金属ナトリウム、苛性アルカリ類、硝酸及び亜硝酸等を取扱う業務	千円 14	①日額 570円 ②日額 400円 ③日額 340円 ④日額 220円 ⑤日額 200円
用地交渉等業務手当	公営企業管理局に勤務する職員	公共事業の施行に伴う土地等の取得及び権利の消滅等に伴う損失の補償等に関し、これらの権利者等と直接現地で行う交渉業務	千円 0	日額 650円

(e) 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	28,343千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	630千円
支給実績（令和4年度決算）	32,253千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	717千円

注1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含んでいます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含んでいます。

(f) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 （令和5年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （令和5年度決算）
扶養手当	一般行政職の制度と同じ。	同	—	千円 7,833	円 237,358
住居手当	一般行政職の制度と同じ。	同	—	千円 4,430	円 295,360
通勤手当	一般行政職の制度と同じ。	同	—	千円 4,260	円 106,491
単身赴任手当	一般行政職の制度と同じ。	同	—	千円 1,824	円 456,000
管理職手当	一般行政職の制度と同じ。	同	—	千円 7,142	円 793,600

特勤手当及び特勤手当に準ずる手当	一般行政職の制度と同じ。	同	—	千円 0	円 0
宿日直手当	一般行政職の制度と同じ。	同	—	千円 0	円 0
管理職員特別勤務手当	一般行政職の制度と同じ。	同	—	千円 193	円 32,167
夜間勤務手当	一般行政職の夜勤手当の制度と同じ。	同	—	千円 2,401	円 200,096

(イ) 工業用水道事業

県営工業用水道事業は、昭和39年4月1日の営業開始以来60年を経過し、現在、松山・松前地区工業用水道、西条地区工業用水道の2地区において、計画給水量193,420立方メートルで営業しています。

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区 分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める職員 給与費比率(B/A)	令和4年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
令和5年度	856,793	392,016	137,078	16.0	14.7

注1 決算には、消費税を含んでいません。

2 職員給与費とは、職員に対して支給される給料、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等の諸手当及び報酬に要する経費であり、退職手当に要する経費は、含んでいません。

(b) 予算

区 分	職員数 (A)	給 与 費					1人当たり 平均給与費 (B/A)
		報 酬	給 料	職 員 手 当	期 末 ・ 勤 勉 手 当	計 (B)	
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
令和6年度	25	9,494	92,357	19,123	43,701	164,675	6,587

注1 職員数及び給与費は、令和6年度当初予算に計上された数値（定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員を含む）であり、令和6年4月1日現在の実職員数とは一致しません。

2 職員手当には、退職手当に要する経費は、含んでいません。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

県営工業用水道事業に従事する令和6年4月1日現在の職員数（フルタイム会計年度任用職員4人を含まない。）は、16人であり、職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況は、以下のとおりです。

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
愛媛県公営企業 (工業用水道事業)	52歳4月	373,984円	457,687円 (593,704円)

注1 基本給とは、職員の給料、扶養手当及び地域手当の合算額の平均です。

2 平均月収額とは、職員の基本給と毎月支払われる住居手当、時間外勤務手当などの諸手当を合計したものの平均であり、()内の金額は、期末・勤勉手当を含んだものです。

c 職員の手当の状況（フルタイム会計年度任用職員を除く）

(a) 期末手当・勤勉手当

愛媛県公営企業（工業用水道事業）	愛 媛 県
1人当たり平均支給額 (令和5年度) 1,568千円	1人当たり平均支給額 (令和5年度) 1,552千円
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45月分 (1.375月分) 勤勉手当 2.05月分 (0.975月分)	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45月分 (1.375月分) 勤勉手当 2.05月分 (0.975月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置

注1 特定幹部職員(局長級以上の職員)については、期末手当のうち0.4月分を勤勉手当に振り替えているため、期末手当2.05月分、勤勉手当2.45月分となっています。

2 ()内の数値は、再任用職員に係る支給割合です。

(b) 退職手当（令和6年4月1日現在）

愛媛県公営企業（工業用水道事業）	愛 媛 県
(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 退職手当の調整額 職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算 定年前早期退職特別措置 (2~20%加算) 1人当たり平均支給額 退職者なし	(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 退職手当の調整額 職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算 定年前早期退職特別措置 (2~20%加算) 1人当たり平均支給額 自己都合 勸奨・定年 2,845千円 22,080千円

注 1人当たり平均支給額は、令和5年度中に退職した職員に支給された額の平均です。

(c) 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給対象職員は、いません。

(d) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）			14千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）			1,058円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）			68.4%	
手当の種類（手当数）			2	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和5年度）	支給単価
危険作業手当	発電所又は工業用水管理事務所に勤務する職員	①傾斜30度以上の水圧管施設工事及び内部工事の作業等 ②水圧鉄管充水中の水車ケーシング及びドラフトチューブの内部作業等 ③ずい道水圧管内における調査、測量作業等 ④地上又は水面上10メートル以上の墜落の危険が特に著しい箇所で行う工事の監督、調査等 ⑤金属ナトリウム、苛性アルカリ類、硝酸及び亜硝酸等を取扱う業務	千円 14	①日額 570円 ②日額 400円 ③日額 340円 ④日額 220円 ⑤日額 200円
用地交渉等業務手当	公営企業管理局に勤務する職員	公共事業の施行に伴う土地等の取得及び権利の消滅等に伴う損失の補償等に関し、これらの権利者等と直接現地で行う交渉業務	千円 0	日額 650円

(e) 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	9,171千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	611千円
支給実績（令和4年度決算）	7,534千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	502千円

注1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含んでいます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含んでいます。

(f) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 （令和5年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （令和5年度決算）
扶養手当	一般行政職の制度と同じ。	同	—	千円 1,884	円 188,400
住居手当	一般行政職の制度と同じ。	同	—	千円 1,694	円 282,400

通勤手当	一般行政職の制度と同じ。	同	—	千円 1,418	円 78,789
単身赴任手当	一般行政職の制度と同じ。	同	—	千円 720	円 360,000
管理職手当	一般行政職の制度と同じ。	同	—	千円 2,569	円 642,300
特勤手当 及び特勤手当に準ずる 手当	一般行政職の制度と同じ。	同	—	千円 0	円 0
宿日直手当	一般行政職の制度と同じ。	同	—	千円 92	円 18,480
管理職員 特別勤務手当	一般行政職の制度と同じ。	同	—	千円 35	円 17,250
夜間勤務手当	一般行政職の夜勤手当の制度と同じ。	同	—	千円 0	円 0

(ウ) 病院事業

県営病院事業は、昭和31年10月1日県衛生部から移管を受けて以来67年を経過し、現在、中央、今治、南宇和及び新居浜の4病院で、病床数1,554床を有し、それぞれの地域における中核的医療機関として、その機能を発揮しています。

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める職員 給与費比率(B/A)	令和4年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
令和5年度	50,065,899	△3,308,727	18,757,933	37.5	37.0

注1 決算には、消費税を含んでいません。

2 職員給与費とは、職員に対して支給される給料、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等の諸手当及び報酬に要する経費であり、退職手当に要する経費は、含んでいません。

(b) 予算

区分	職員数 (A)	給与費					1人当たり 平均給与費 (B/A)
		報酬	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
令和6年度	2,722	307,606	10,176,466	6,038,408	4,684,458	21,206,938	7,791

注1 職員数及び給与費は、令和6年度当初予算に計上された数値（定年再任用短時間勤務職員、暫定再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員を含む）であり、令和6年4月1日現在の実職員数とは一致しません。

2 職員手当には、退職手当に要する経費は、含んでいません。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

県営病院事業に従事する令和6年4月1日現在の職員数（再任用短時間勤務職員41人及びフルタイム会計年度任用職員559人を含まない。）は、2,029人であり、職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況は、以下のとおりです。

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
愛媛県			
医 師	45歳9月	590,184円	1,262,227円 (1,446,891円)
看護師	40歳9月	323,072円	417,582円 (535,639円)
事務職員	39歳9月	311,092円	405,470円 (518,694円)

注1 基本給とは、職員の給料、扶養手当及び地域手当の合算額の平均です。

2 平均月収額とは、職員の基本給と毎月支払われる住居手当、時間外勤務手当などの諸手当を合計したものの平均であり、（ ）内の金額は、期末・勤勉手当を含んだものです。

c 職員の手当の状況（フルタイム会計年度任用職員を除く）

(a) 期末手当・勤勉手当

愛媛県公営企業（病院事業）	愛 媛 県			
1人当たり平均支給額 (令和5年度)	1人当たり平均支給額 (令和5年度)			
1,588千円	1,552千円			
(令和5年度支給割合)	(令和5年度支給割合)			
期末手当 勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.45 月分 2.05 月分	2.45 月分	2.05 月分	2.45 月分	2.05 月分
(1.375 月分) (0.975 月分)	(1.375 月分)	(0.975 月分)	(1.375 月分)	(0.975 月分)
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置			

注1 特定幹部職員(局長級以上の職員)については、期末手当のうち0.4月分を勤勉手当に振り替えているため、期末手当2.05月分、勤勉手当2.45月分となっています。

2 ()内の数値は、再任用職員に係る支給割合です。

(b) 退職手当（令和6年4月1日現在）

愛媛県公営企業（病院事業）			愛 媛 県		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
退職手当の調整額			退職手当の調整額		
職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算			職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算		
定年前早期退職特別措置			定年前早期退職特別措置		
（2～20%加算）			（2～20%加算）		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
	自己都合	勸奨・定年		自己都合	勸奨・定年
医師	1,021 千円	27,727 千円		2,845 千円	22,080 千円
看護師	3,080 千円	15,640 千円			
その他	8,510 千円	18,864 千円			

注1 1人当たり平均支給額は、令和5年度中に退職した職員に支給された額の平均です。

2 1人当たり平均支給額のその他は、医師及び看護師を除く全ての職員です。

(c) 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給総額（令和5年度決算）		290,254 千円		
支給対象職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		961,106 円		
区分	支給対象地域	支給率	支給対象職員数	愛媛県の制度（支給率）
医師		16%	302 人	16%

注1 支給対象職員数は、令和6年4月1日現在の職員数です。

2 医師については、一般的に、人材確保が困難である地方の方が都市部より給与が高いという実状があることから、それを反映させるために支給しています。

(d) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		602,292 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		345,549 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）		82.6%		
手当の種類（手当数）		10		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和5年度）	支給単価
結核病とう勤務手当	病院の結核病棟に勤務する職員	病院の結核病棟において行う患者の看護又は患者に接する職務	千円 18	日額 290 円
病理細菌取扱手当	病院の試験室等において病理又は危険である細菌の検査研究等に従事する職員	病院の試験室等において行う病理又はコレラ、赤痢等危険である細菌の検査、研究等	千円 3,498	日額 200 円
放射線技術勤務手当	放射線技術又はその補助に従事する職員	病院において行う有害放射線の影響を受ける作業	千円 9,210	日額 230 円

伝染病医療従事手当	病院において伝染病患者等の診療、看護等に従事する職員	伝染病患者等の診療又は看護 伝染病菌の付着した物件等の処理作業	千円 374	日額 290 円
	病院において新型コロナウイルス感染症患者等の診療、看護等に従事する職員（新型コロナウイルス感染症に対処するための伝染病医療従事手当の特例）	新型コロナウイルス感染症の患者等の診療、看護等 新型コロナウイルス感染症の病原体が付着した物件等の処理作業 新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者から検体を採取する作業	千円 4,019	日額 3,000 円又は 日額 4,000 円 （身体に接触又は長時間接するもの） （令和5年5月7日まで）
精神病棟等勤務手当	病院の精神病棟又は精神科に勤務する職員	精神病患者等の看護又はこれらの者に接する業務	千円 138	日額 320 円
夜間看護等手当	①病院で深夜に勤務する看護師等 ②③病院に勤務する医療職給料表の適用を受ける職員	①正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間）において行われる看護等の業務 ②救急患者に対処するために命を受け自宅等とする待機 ③待機中に呼出しを受け、正規の勤務時間以外の時間において行った手術等の業務	千円 333,224	①1回 2,150 円から 3,550 円まで ②1回 860 円 ③1回 1,620 円
航空手当	航空機に搭乗して診療、調査等の業務に従事する職員	航空機に搭乗して行う診療、看護、調査、捜索救難等の業務	千円 429	1時間 1,900 円
救急医療従事手当	病院に勤務する管理職医師	正規の勤務時間外において行う救急医療業務	千円 44,880	1時間当たりの給与額×従事時間
診療応援手当	病院に勤務する医師	他の県立病院等で従事する診療業務	千円 23,670	1回 5,000 円から 20,000 円
救急病院看護業務手当	病院に勤務する看護職員	当該職員の担当する看護業務	千円 182,832	月額 12,000 円

(e) 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	2,060,099 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	1,013 千円
支給実績（令和4年度決算）	1,914,548 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	941 千円

注1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含んでいます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（〇年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含んでいます。

(f) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	一般行政職の制度と同じ。	同	—	千円 179,972	円 236,494
住居手当	一般行政職の制度と同じ。	同	—	千円 203,634	円 282,042

通勤手当	一般行政職の制度と同じ。	同	—	千円 139,119	円 93,999
単身赴任手当	一般行政職の制度と同じ。	同	—	千円 12,968	円 405,250
管理職手当	一般行政職の制度と同じ。	同	—	千円 65,152	円 1,068,059
初任給調整手当	内容は、一般行政職の制度と同じ。 支給単価は、一般行政職の制度に加え、医師について次の額を支給。 ・職務の級に応じ 24,000 円又は 30,000 円 (南宇和病院に勤務する医師は 124,000 円又は 130,000 円)	異	医師への加算	千円 1,017,293	円 3,368,518
宿日直手当	一般行政職の制度と同じ。	同	—	千円 142,609	円 262,150
管理職員特別勤務手当	一般行政職の制度と同じ。	同	—	千円 18,019	円 327,615
夜間勤務手当	一般行政職の夜勤手当の制度と同じ。	同	—	千円 200,199	円 178,749

(エ) 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

特別職である管理者の給料月額、期末手当の支給割合及び退職手当の算定方式等は、以下のとおりです。

区分	給料月額等
給料	788,500 円 (830,000 円)
期末手当	(令和5年度支給割合) 3.40 月分
退職手当	(算定方式) (支給時期) 83 万円×在職月数×0.24 (任期毎)

注 給料月額は、知事等の給与の特例に関する条例（平成18年愛媛県条例第6号）に基づき5%の減額をした後の額であり、()内の金額は、減額前の額を記載

(4) 勤務時間その他の勤務条件の状況

ア 勤務時間の状況

令和5年度における職員の勤務時間は、1週間当たり38時間45分で、公務の運営上の事情等により特別の形態によって勤務する必要がある職員を除き、午前8時30分から午後5時15分まで（休憩時間は、午後零時から午後1時まで）となっています。

イ 休暇の状況

(ア) 年次有給休暇

年次有給休暇は、1年ごとに20日付与され、残日数は、翌年に限り繰り越すことができます。令和5年の職員1人当たりの年次有給休暇の取得状況は、以下のとおりです。

(単位：日)

区 分	知 事	公営企業管理者	人事委員会	議 会 議 長	代表監査委員	教育委員会	警察本部長
平均取得日数	11.9	10.6	12.7	12.6	13.0	12.5	14.4

(イ) その他の休暇

負傷や病気による療養、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故など条例や人事委員会規則で定める事由に該当する場合には、有給の休暇を付与しています。また、職員の配偶者、父母、子、配偶者の父母等で負傷、疾病又は障がいのため介護を必要とするものを介護する場合には、無給の休暇を付与しています。

(5) 休業の状況

(ア) 育児休業

職員が3歳に満たない子を養育するために休業することが認められる制度です。育児休業をしている期間については、給与は、支給されません。令和5年度中に新たに育児休業を取得した職員数は、524人です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：人)

区 分	知 事	公営企業管理者	人事委員会	議 会 議 長	教育委員会	警察本部長	合 計
育児休業者数	138	94	1	1	245	45	524

注 会計年度任用職員を含む。

(イ) 部分休業

職員が小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間を超えない範囲内で、勤務しないことが認められる制度です。部分休業をしている時間については、給与が減額されます。令和5年度中に新たに部分休業を取得した職員数は、82人です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：人)

区 分	知 事	公営企業管理者	教育委員会	警察本部長	合 計
部分休業者数	25	34	20	3	82

注 会計年度任用職員を含む。

(ウ) 育児短時間勤務

職員が小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために短時間勤務をすることが認められる制度です。育児短時間勤務をしている期間については、給与が減額されます。令和5年度中に新たに育児短時間勤務した職員数は、68人です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：人)

区 分	知 事	公営企業管理者	議 会 議 長	教育委員会	警察本部長	合 計
育児短時間勤務者数	14	37	1	13	3	68

(エ) 自己啓発等休業

職員が大学等課程の履修又は国際貢献活動を行う場合、2年間（国際貢献活動は3年間）を限度に休業することが認められる制度です。令和5年度中に新たに自己啓発等休業を取得した職員数は1人です。

(単位：人)

区 分	教育委員会	合 計
自己啓発等休業者数	1	1

(オ) 配偶者同行休業

職員が外国で勤務等をする配偶者と外国において生活を共にするため、3年を超えない範囲内で休業することが認められる制度です。令和5年度中に新たに配偶者同行休業を取得した職員数は、0人です。

(カ) 修学部分休業

職員が自発的に大学等の教育施設で修学する場合、公務の運営に支障がなく、かつ、職員の公務に関する能力の向上に資すると認められるときは、給与を減額して、正規の勤務時間の1/2以内の時間、2年間を限度に、修学のために必要な時間を休業することが認められる制度です。令和5年度中に新たに修学部分休業を取得した職員数は、0人です。

(キ) 高齢者部分休業

定年退職日前5年間の職員が希望する場合、公務運営に支障がない場合は、給与を減額して、正規の勤務時間の1/2以内の時間、定年退職日までの間、勤務時間を短縮することが認められる制度です。令和5年度中に新たに高齢者部分休業を取得した職員数は、0人です。

(ク) 大学院修学休業

公立学校の教員が、大学院や大学の専攻科の課程に在学して、その課程を履修するため、3年を超えない範囲内で休業することが認められる制度です。令和5年度中に新たに大学院修学休業を取得した職員数は、1人です。

区 分	教育委員会	合 計
大学院修学休業者数	1	1

(6) 分限及び懲戒処分の状況

ア 分限処分の状況

分限処分とは、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に、公務能率の維持を目的としてなされる不利益処分であり、その種類は、免職、休職又は降任があります。令和5年度における分限処分数は、482件です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：件)

区分	知事	公営企業管理者	教育委員会	警察本部長	合計
免職	0	0	0	0	0
休職	143	75	219	45	482
降任	0	0	0	0	0
合計	143	75	219	45	482

注 会計年度任用職員を含む。

イ 懲戒処分の状況

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的としてなされる不利益処分であり、その種類は、免職、停職、減給又は戒告があります。令和5年度における懲戒処分数は、13件です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：件)

区分	知事	公営企業管理者	教育委員会	警察本部長	合計
免職	1	0	3	0	4
停職	1	0	0	1	2
減給	0	0	5	0	5
戒告	1	0	0	1	2
合計	3	0	8	2	13

注 会計年度任用職員を含む。

(7) サービスの状況

地方公務員法第30条では、サービスの根本基準として、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。この根本基準の趣旨を具体的に実現するため、同法は、職員に対し、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、職務上知り得た秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業への従事等の制限など、サービス上の強い制約を課しています。各任命権者においては、令和5年度において、以下の措置を講じました。

ア 知事、公営企業管理者、人事委員会、議会議長及び代表監査委員

(7) 綱紀の保持、サービス規律の確保等を図るため、次に掲げる通知を発出し、職員に対し、その徹底を図りました。

通 知	概 要
業務の適正な執行について	適正な業務の執行を図るため、根拠規定の確認や職員間情報共有の徹底について注意喚起を行いました。
交通事故等の防止について	飲酒運転の根絶について意識の徹底を図るとともに、交通事故及び交通違反の防止について注意喚起を行いました。
綱紀の保持及びサービス規律の確保について	綱紀の保持及びサービス規律の確保を一層徹底し、県政に対する県民の負託に応えるため、年末の機会などにおいて、県民に対する職務対応の向上及び利害関係者との会食等の自粛、虚礼の廃止、経費の節減、業務の適正な執行、セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントの防止、交通法規の遵守等について周知徹底を図りました。
綱紀の保持及びサービス規律の確保について	職員が県庁内の執務室に侵入し、公文書等が保存された業務ファイルを持ち出した上、廃棄するという事案が発生したことを受け、綱紀の保持及びサービス規律の徹底について注意喚起を行いました。

(イ) 職場におけるセクシュアル・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント及びパワー・ハラスメントを防止することを目的として、管理職等を対象に研修を実施するとともに、全職員を対象に職場研修を実施しました。

(ロ) 職員が仕事と子育てを両立できる職場づくりの促進を図ることを目的として、管理職等を対象に研修を開催するとともに、全職員を対象に職場研修を実施しました。

(ハ) 綱紀の保持及びサービス規律の確保に加え、不祥事の再発防止を図ることを目的として、管理職等を対象に公務員倫理に関する研修を実施するとともに、全職員を対象に職場研修を実施しました。

(ニ) 愛媛県又は愛媛県職員に対して行われる不当要求行為等に対し、職員の安全及び県行政の適正かつ円滑な執行を確保するため、愛媛県として組織的かつ統一的に対応する際の具体的な対応要領等に関する研修会を実施しました。

イ 教育委員会

綱紀の保持、サービス規律の確保等を図るため、次に掲げる通知を発出し、教職員に対し、その徹底を図りました。

通 知	概 要
飲酒運転の根絶について	飲酒運転により教職員が逮捕されるという事案が発生したことを受け、飲酒運転の根絶について意識の徹底を図るために、注意喚起を行いました。
児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるための動画の活用について	文部科学省から、児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるための動画が公表されたことを受け、教育職員等の研修に活用するよう周知を図りました。
交通事故等の防止について	飲酒運転の根絶について意識の徹底を図るとともに、交通事故及び交通違反の防止について注意喚起を行いました。

「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」及び「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」による「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」の一部改正等について	教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の一部が改正され、令和5年7月13日から施行されることに伴い、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針の改訂が行われたことから、その趣旨及び趣旨を踏まえた適切な対応について周知を図りました。
不適正な事務処理の防止について	メールアドレスを流出させる事案が発生したことを受け、不適正な事務処理の防止について注意喚起を行いました。
「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律を踏まえた懲戒処分基準等の状況調査を踏まえた留意事項等について」について	教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の基本理念を十分に理解し、法及び基本指針に基づき適切に対応するよう周知徹底を図りました。
綱紀の保持及び服務規律の確保について	綱紀の保持及び服務規律の確保を一層徹底し、県政に対する県民の負託に応えるため、年末の機会などにおいて、県民に対する職務対応の向上及び利害関係者との会食等の自粛、虚礼の廃止、経費の節減、業務の適正な執行、セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントの防止、交通法規の遵守等について周知徹底を図りました。
綱紀の保持及び服務規律の確保について	職員が県庁内の執務室に侵入し、公文書等が保存された業務ファイルを持ち出した上、廃棄するという事案が発生したことを受け、綱紀の保持及び服務規律の徹底について注意喚起を行いました。
綱紀の保持及び服務規律の徹底について	不同意性交等・映像送信要求の容疑で教職員が逮捕されるという事案等が発生したことを受け、綱紀の保持及び服務規律の徹底について注意喚起を行いました。

ウ 警察本部長

綱紀の保持、服務規律の確保等を図るため、次に掲げる通知を発出し、職員に対し、その徹底を図りました。

通 知	概 要
ハラスメント相談員名簿の送付	ハラスメント防止対策要綱に基づき、防止対策の実効性を高めるためハラスメント相談員を選定し、ハラスメント相談窓口を継続して職員に通知の上、効果的活用を図るよう指示しました。
ハラスメント防止対策推進月間の実施	毎年11月をハラスメント防止月間に指定しており、ハラスメント相談窓口を含む各種制度の周知及び利用促進、職員への意識啓発の促進及び教養を実施しました。また、同期間中に、所属長級以上の職員を対象としたハラスメント研修会を実施しました。
服務だより「ストップ・ハラスメント」の発出	ハラスメント事案を認知した場合、サービスだより「ストップ・ハラスメント」をタイムリーに発出し、ハラスメントの防止対策を図りました。
ハラスメント防止対策の更なる徹底	ハラスメント事案の背景・要因を分析し、ハラスメント防止対策の推進の更なる徹底を指示しました。また、ハラスメントの兆しを把握した場合の公正かつ客観的な事実に基づいた対応及び確実な組織報告の徹底を指示しました。
営利企業等の従事制限に関する遵守の徹底	全職員に営利企業等への従事制限の趣旨を周知徹底するとともに、各所属には身上把握等を通じてその実態を把握するように指示しました。
利害関係者等との交際に係る職務の公正の保持の徹底	利害関係者等との交際の在り方について、県民に疑惑や不信を抱かれることがないように、関係法令等の遵守及び職務の公正の保持の徹底を指示しました。
非違事案防止に向けた各種施策の着実な実施	非違事案の未然防止に資する業務改善、高い規律と士気を有する職場環境の確立、非違事案の現状とその防止対策、身上把握の徹底等について指示しました。
非違事案の絶無に向けた新たな取組	過去の非違事案発生状況を鑑み、その要因の一つとして、幹部（警視相当職）職員の身上監督、指導が十分に行われていなかったことが挙げられたため、同幹部職員

	に対する身上把握の実施について指示しました。
夏季における規律の保持と各種事故防止	効果的な身上把握及び生活指導の充実、飲酒に対する警察職員としての自覚の醸成、交通事故・違反等の防止、殉職・受傷事故の絶無について指示しました。
年末年始における規律の保持と各種非違事案の防止	職務倫理教養の推進、きめ細かな身上把握及び生活指導の徹底、基本を厳守した業務管理の徹底、飲酒に起因する非違事案の絶無、交通事故・交通違反の防止、殉職・受傷事故の防止について指示しました。
人事異動期における規律の保持と各種非違事案防止	未処理事件や証拠物件関係等の業務上の重点事項、飲酒に起因する非違事案の絶無、交通事故・違反防止について指示しました。
愛媛県警察「職務倫理の日」の創設	職員が職務倫理と真摯に向き合う新たな機会として、昨年度、愛媛県警察「職務倫理の日」を創設。毎月 25 日に、職務倫理に関するテーマを設定の上、各所属において、幹部による教養及び小集団討議等、積極的な取組を促し、職員の高い倫理観の涵養に努め、誇りと使命感を持って職務にまい進していくように指示しました。
迅速な表彰上申	適正な業務評価に基づきタイムリーな表彰・賞揚を行い、士気高揚及び誇りと使命感の醸成により組織を活性化させました。
教養資料の発出	全国の懲戒処分事例や県下における非違・不適正事案の発生状況をもとに、全職員に対する非違事案の絶無に向けた各種教養資料を作成、発出しました。
「ストップ事故通信」の発出	全職員に対し、交通事故の発生状況を踏まえ、発生頻度の高い事故類型の原因及び防止方策等について周知し、交通事故防止の徹底を指示しました。

(8) 退職管理の状況

知事、公営企業管理者、人事委員会、議会議長、代表監査委員、教育委員会、警察本部長

営利企業等に再就職した元職員に対し、離職前5年間の職務に属する契約等事務に関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように現職職員に働きかけることなどを禁止しています。

また、管理監督の地位にあった元職員が、離職後2年間、営利企業等に再就職した場合は、離職した際の任命権者に再就職情報を届け出るよう義務付けています。

(9) 研修の状況

職員の勤務能率の発揮及び増進のため、令和5年度は、各任命権者において以下のとおり研修を実施しました。

(ア) 知事

a 研修所における研修

愛媛県研修所において、教員、警察官を除く各任命権者の職員を対象に、以下のとおり研修を実施しました。

区分	研修の概要	実施状況
階層別研修	新規採用職員、新規再任用職員、新規会計年度任用職員、中堅職員、係長・主幹・課長級の新任者、部長・次長級の現任者を対象に、それぞれの階層に共通に必要な知識・技術の習得を目的とする研修	11コース 参加者 1,522人
ステージアップ研修	新規採用から主幹昇任までの各階層別研修の間を3つの能力開発期間(ステージ)と捉え、次の職位で必要とされる知識・能力をあらかじめ取得することを目的とした研修	28コース 参加者 944人
指導者養成研修	職場内で新規採用職員の指導、接遇の指導、OJT能力の向上に携わる職員を対象に、指導者としての知識や技法を習得することを目的とした研修	3コース 参加者 221人
復帰者支援研修	育児休業者が職場復帰するにあたり抱く不安の解消と、職場への円滑な適応を図るため、育休復帰準備講座を実施	1コース 参加者 11人
部局研修	新たに会計、土木業務等に従事する職員を対象に、担当する業務に直結する知識・技術の習得を目的とする研修	5コース 参加者 188人

b 長期派遣研修

広範な専門知識や実務能力等の習得、幅広い視野の醸成を図るため、中央省庁(13人)や自治大学校(5人)、民間企業等(7人)へ職員を派遣しました。

また、一般財団法人自治体国際化協会、公益財団法人日本台湾交流協会等に6人の職員を長期派遣し、国際化に対応できる人材の育成に努めました。

(イ) 公営企業管理者

医療に関する高度な技術や専門知識を習得することにより、県立病院の医療水準の向上を図るため、医師を国内の先進・専門医療機関(5人)や海外の学会等(16人)に派遣しました。

また、県立病院の看護職員を対象に、職務の遂行に必要な知識、技能の習得等を目的として、県立4病院合同研修(24コース、779人)を実施しました。

さらに、看護に関する高度な技術や専門知識を習得することにより、県立病院の看護水準の向上を図るため、看護師に日本看護協会等が主催する研修を受講させました。(1人)

(ロ) 人事委員会

人事委員会事務局職員としての資質向上を図るため、人事院四国事務局等が実施する研修を受講させました。(5人)

(エ) 代表監査委員

監査を行う上で必要とされる専門知識や技術を習得し、その資質の向上を図るため、専門機関が実施する研修を受講するとともに、四国4県及び全国の監査関係組織の研修会がオンラインにより開催されました。

(オ) 教育委員会

a 教職員としての指導力や資質の向上を図るため、総合教育センター等において、専門的・実践的な研修を以下のとおり実施しました。

区 分	研修の概要	実施状況
基 礎 研 修	教員の初任者、2年経験者、5年経験者、10年経験者、40歳に達した者等を対象に、教育公務員特例法により義務付けられている基礎研修等	〔市町立学校教職員〕 18 コース 参加者 1,349 人
		〔県立学校教職員〕 23 コース 参加者 376 人
職 務 別 研 修	新任の校長、教頭、生徒指導主事等を対象に、校務分掌や職位等に関係する必要な知識・技能の習得を目的とする義務的研修	〔市町立学校教職員〕 39 コース 参加者 5,788 人
		〔県立学校教職員〕 14 コース 参加者 2,179 人
課 題 別 研 修	受講を希望する教職員を対象に、英語指導や情報教育等の高い専門知識・技能の習得を目的とする研修	〔市町立学校教職員〕 378 コース 参加者 17,161 人
		〔県立学校教職員〕 92 コース 参加者 4,716 人

b 教職員としての指導力や資質向上を目的として、国内の研修機関等や大学院等の教育機関への派遣及び海外派遣について、以下のとおり実施しました。

区 分	研修の概要	実施状況
国 内 派 遣	多様な研修の確保の観点から、教職員の自己研修の奨励と学習指導力の向上を目的として、職員派遣研修を実施しました。	〔市町立学校教職員〕 独立行政法人教員研修センター等 91 人
		〔県立学校教職員〕 独立行政法人教職員支援機構等 25 人
大 学 院 等 派 遣	高度で広範囲な課題に対応する資質を養うことを目的として、国立大学大学院等へ派遣しました。	〔市町立学校教職員〕 愛媛大学大学院等 12 人
		〔県立学校教職員〕 愛媛大学大学院等 5 人

(カ) 警察本部長

警察教養規則により、警察職員1人1人が、警察法の精神にのっとり、民主警察の本質と警察の責務とを自覚し、職務に係る倫理を保持し、適正に職務を遂行する能力を修得することを目的に、道府県警察学校等において警察教養を行うこととされています。愛媛県警察学校においては、令和5年度は、採用時教養（5期 172人）、専科等（46期 509人）の警察教養を行いました。

また、警察職員として必要な知識及び技能等を習得させるため、警察庁が設置する管区警察学校（120人）、警察大学校等（91人）で警察教養を行いました。

(10) 福祉及び利益の保護の状況

ア 厚生福利制度の状況

職員の心身の健康の保持及び公務能率を増進させるため、任命権者、地方公務員等共済組合法に基づき設置される共済組合、地方公務員法第42条の趣旨に沿って職員が任意で設置する互助会において、職員の厚生福利事業を実施しています。

(7) 職員の健康保持、疾病予防対策

職員の健康保持の増進と疾病予防のため、労働安全衛生法等に基づき、各種健康診断、メンタルヘルス対策、健康相談及び健康教育等を実施しています。令和5年度に実施した主な事業は、以下のとおりです。

a 健康診断

区 分	概 要
知 事 等	一般定期健康診断、特別定期健康診断、ストレスチェック、情報機器作業従事者検診等を行いました。また、共済組合と共同でがん検診及び人間ドック等を、それぞれ行いました。
教育委員会	一般定期健康診断、特別定期健康診断、ストレスチェック、情報機器作業従事者検診、がん検診等を行いました。また、共済組合と共同で胃検診を、共済組合及び互助会と共同で人間ドックを、それぞれ行いました。
警察本部長	一般定期健康診断、特別定期健康診断、情報機器作業従事者検診、各種がん検診、ストレスチェック等を行いました。また、共済組合と共同で人間ドックを行いました。

注 知事等とは、任命権者のうち、教育委員会及び警察本部長を除くものをいいます（以下同じ。）。

○各種健康診断の実施状況（令和5年度）

（知事等）

区 分	受診者数	備 考
法 定 検 診	一般定期健康診断	5,561人 一次検査 ※受診率 99.7%
	特別定期健康診断	1,767人 放射線業務従事者職員健診、特定化学物質等使用職員健診、有機溶剤使用職員健診、酸等使用職員歯科健診、深夜業務等従事者職員健診
	ストレスチェック	6,919人 ※受検率 93.6%
その他検診	504人	振動業務従事者健診、情報機器作業従事者検診（一次、二次）、農薬使用職員健診
がん検診等	がん検診	8,370人 胃検診、大腸検診、肺がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診
	人間ドック等	2,997人 人間ドック、腹部超音波検診

（教育委員会）

県立学校

区 分	受診者数	備 考
法 定 検 診	一般定期健康診断	3,456人 一次検査 ※受診率 99.8%
	ストレスチェック	4,071人 ※受検率 99.9%
その他検診	335人	情報機器作業従事者検診（一次、二次）、農薬使用業務従事者検診
がん検診等	がん検診	7,324人 胃検診、大腸検診、肺がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診
	人間ドック等	1,546人 人間ドック、腹部超音波検診

事務局

区 分		受診者数	備 考
法 定 検 診	一般定期健康診断	304 人	一次検査 ※受診率 99.0%
	特別定期健康診断	0 人	有害業務等従事職員検診
	ストレスチェック	366 人	※受検率 99.5%
その他検診		35 人	情報機器作業従事者検診（一次、二次）
がん検診等	がん検診	719 人	胃検診、大腸検診、肺がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診
	人間ドック等	169 人	人間ドック、腹部超音波検診

(警察本部長)

区 分		受診者数	備 考
法 定 検 診	一般定期健康診断	2,494 人	一次検診 ※受診率 100%
	特別定期健康診断	752 人	有機溶剤業務従事者検診、潜水業務従事者検診、深夜業務従事者検診、鉛業務従事者検診
	ストレスチェック	2,903 人	※受検率 100%
その他検診		121 人	情報機器作業従事者検診（一次、二次）
がん検診等	がん検診	2,357 人	胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診、前立腺がん検診
	人間ドック等	1,082 人	人間ドック、腹部超音波検診

b メンタルヘルス対策

区 分	概 要
知 事 等	「愛媛県職員こころの健康づくり指針」により、総合的、体系的に取り組みました。中でも、「職場復帰支援システム」の運用、健康相談室での相談、メンタルヘルスセミナーの開催のほか、共済組合と共同で外部専門機関による相談事業を行いました。
教育委員会	「愛媛県教職員こころの健康づくり計画」に基づき教職員の心の健康づくりに積極的に取り組んでおり、精神科医や臨床心理士等による心の健康相談を行うとともに、精神疾患による休職者の復職支援を実施し、管理職に求められる対応について「管理職のための職場のメンタルヘルスハンドブック（令和5年3月改訂）」を配布しています。また、共済組合において外部専門機関による相談事業及びメンタルヘルスサポート事業が、共済組合と互助会の共同によりメンタルヘルスセミナーが、それぞれ行われました。
警察本部長	警察共済組合と共同で部外カウンセラー（精神科医）による相談事業のほか、心理カウンセラー（精神保健福祉士）によるメンタルヘルスセミナーや心の健康相談（カウンセリング）を実施しました。

c 健康相談・健康教育

区 分	概 要
知 事 等	健康相談室の設置・相談、健診事後指導、禁煙サポート、ヘルスアップセミナー等健康教育事業を行いました。また、共済組合において、電話相談等が行われました。
教育委員会	産業医等による健康相談を行うとともに、共済組合において、健康づくりセミナー、電話相談等が行われました。
警察本部長	産業医・カウンセラー・健康管理対策室による相談、健診事後指導、禁煙サポート等健康教育事業を行いました。また、警察共済組合において、健康教室の開催等健康づくり運動を推進しました。

(イ) 安全衛生

労働安全衛生法等に基づき、安全衛生委員会の設置、産業医及び衛生管理者等を配置し、快適な職場環境の実現と職場における職員の安全を確保するための安全衛生管理体制を整備しています。

区 分	委員会名	設置数
知 事 等	総括安全衛生委員会	1
	安全衛生委員会	12
	衛生委員会	10
公営企業管理局	衛生委員会	4
教 育 委 員 会	総括安全衛生委員会	1
	衛生委員会	68
警 察 本 部 長	安全衛生委員会	18

(ロ) その他

職員の厚生福利事業を進めるため、元気回復事業等を実施しています。令和5年度に実施した主な事業は、以下のとおりです。

a 元気回復事業等

区 分	概 要
知 事 等	ボランティア活動の支援、職員だよりの発行等を行うとともに、図書室や職員運動場を設置しています。また、共済組合と共同で、ライフプランの支援事業を行いました。更に、共済組合において、スポーツ施設、山の家の助成等が、互助会において、サークルへの活動助成、カフェテリアプラン（選択型福利厚生事業）等が、それぞれ行われました。
教 育 委 員 会	共済組合において、退職準備セミナー等のライフプランの支援事業、宿泊事業等が、互助会において、法律相談、リフレッシュ海外旅行助成等が、それぞれ行われました。

○共済組合福祉事業

令和5年度実績

区 分	利用者数	
知事等 【地方職員共済組合】 組合員数 7,624人 被扶養者数 5,552人	健診事業	12,573人
	健康づくり事業	10,358人
	愛媛診療所	937人
	貸付累計件数	492件
教育委員会 【公立学校共済組合】 組合員数 14,810人 被扶養者数 9,022人	健診事業	3,711人
	健康づくり事業	4,148人
	その他事業	2,191人
	にぎたつ会館（利用補助）	6,385人
	貸付累計件数	1,088件
警察本部長 【警察共済組合】 組合員数 2,985人 被扶養者数 3,959人	健診事業	4,289人
	健康づくり事業	1,125人
	その他事業	110人
	貸付累計件数	358人

○互助会事業実績

令和5年度実績

(千円)

区 分	主な保健文化事業	事業費
知事等 会 員 数 6,385 人 会 員 掛 金 132,744 千円	リフレッシュ助成事業、サークル助成、カフェテリアプラン（選択型福利厚生事業）、生涯設計支援事業等	66,610
教育委員会 会 員 数 11,761 人 会 員 掛 金 320,363 千円	人間ドック、メンタルヘルスセミナー、退職準備セミナー、法律相談、リフレッシュ海外旅行助成、インフルエンザ予防接種補助等	26,138
警察本部長 会 員 数 2,994 人 会 員 掛 金 63,829 千円	資格取得・通信教育等助成、カフェテリアプラン（選択型福利厚生事業）、柔剣道指導助成、事件検挙助成等	58,169

b 給付事業

(a) 共済組合による給付

地方公務員等共済組合法に基づき、組合員等の病気、出産、死亡、休業等に関し、相互救済を図るため、法定給付として、保健給付、休業給付及び災害給付が行われるとともに、法定給付に付加して給付する附加給付が行われています。

○令和5年度実績

(千円)

区 分	知 事 等	教 育 委 員 会	警 察 本 部 長
保 健 給 付	125,366	3,690,498	1,054,751
直 営 保 健 給 付	2,840	33,268	4
休 業 給 付	278,343	499,405	50,479
災 害 給 付	0	170	0
附 加 給 付	23,881	37,417	12,927
一部負担金払戻金等	29,991	64,888	10,681
計	460,421	4,325,646	1,128,842

(b) 互助会による給付

互助会により、会員等の病気、出産、死亡等に関し、相互救済を図るための給付が行われています。

(千円)

区 分	主な給付事業	給付総額
知 事 等	医療補助金、死亡弔慰金、結婚祝金、出産祝金等	57,674
教育委員会	療養費補助金、死亡弔慰金、結婚祝金、出産祝金等	401,073
警察本部長	死亡弔慰金、銀婚祝金、傷病見舞金、入学祝金	3,400

c 職員住宅（独身寮）設置状況

職員が安心して赴任し職務に専念できるよう、厚生福利施設として職員住宅等を設置しています。任命権者別の設置状況は、以下のとおりです。

(単位:戸)

区 分	知 事 等	公 営 企 業 管 理 者	教 育 委 員 会	警 察 本 部 長
戸 数	196	290	286	748

イ 公務災害補償の状況

公務上の災害又は通勤による災害に対する補償等については、地方公務員災害補償法に基づき、地方公務員災害補償基金愛媛県支部が実施しています。令和5年度における公務災害・通勤災害の認定件数は、181件です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：件)

区 分	知 事	公営企業管理者	教 育 委 員 会	警 察 本 部 長	合 計
公 務 災 害	17	22	53	69	161
通 勤 災 害	5	6	4	5	20
合 計	22	28	57	74	181

ウ 勤務条件に関する措置の要求の状況

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、愛媛県人事委員会（以下「人事委員会」という。）に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができることとされています。令和5年度においては、「2 人事委員会の業務の状況」の(3)のとおり、人事委員会に対して措置の要求が行われています。

エ 不利益処分に関する審査請求の状況

職員は、懲戒処分等その意に反すると認められる不利益な処分を受けた場合は、人事委員会に対して、審査請求をすることができることとされています。令和5年度においては、「2 人事委員会の業務の状況」の(4)のとおり、人事委員会に対して審査請求が行われています。

2 人事委員会の業務の状況

(1) 競争試験及び選考の状況

職員の任用については、地方公務員法並びに職員の採用及び昇任に関する規則等を基本法規として、成績主義の原則が貫かれるよう努めました。

ア 採用候補者試験の実施状況

令和5年度に実施した採用候補者試験は、次のとおりです。

(7) 採用候補者試験実施状況

試験の名称	受験資格（令和5年4月1日現在）	受付期間	試験実施年月日
愛媛県職員採用候補者（上級）試験	<ul style="list-style-type: none"> 年齢 21(20)歳以上 34歳未満の者 ※保健師のみ 20歳以上 34歳未満の者 年齢 21歳未満の者で、大学卒業者又は大学卒業見込者 資格免許を必要とする職は、上記の者で、当該資格・免許を有する者又は取得する見込みの者 	5. 5. 8～5. 26	[第1次] 5. 6. 18 [第2次] 5. 7. 7～7. 28
	アピール型	<ul style="list-style-type: none"> 年齢 21歳以上 27歳未満の者 年齢 21歳未満の者で、大学卒業者又は大学卒業見込者 	5. 3. 7～3. 22
愛媛県職員採用候補者（民間企業等経験者）試験	年齢 21歳以上 48歳未満の者で、愛媛県外に本社を置く民間企業等での職務経験が5年以上ある者	5. 6. 1～6. 20	[第1次] エントリーシートによる書類選考 [第2次] 5. 7. 28～8. 20
			[第1次] エントリーシートによる書類選考 [第2次] 5. 7. 28～8. 26
愛媛県職員採用候補者（初級）試験	年齢 17歳以上 21歳未満の者 (大学卒業者又は大学卒業見込者を除く。)	5. 8. 10～8. 28	[第1次] 5. 9. 24 [第2次] 5. 10. 18～10. 27
愛媛県職員採用候補者（資格免許職）試験	年齢 19歳以上 34歳未満の者で、保育士の資格を有する者又は取得する見込みの者		
障がい者を対象とした愛媛県職員採用候補者（初級）試験	年齢 17歳以上 34歳未満の者で、以下の項目のいずれかに該当する者 <ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳の交付を受け、その障がいの程度が1級から6級までの者 療育手帳の交付を受けている者 児童相談所等により知的障がいがあると判定された者 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 	5. 8. 22～9. 8	[第1次] 5. 10. 22 [第2次] 5. 11. 21～11. 30

愛媛県少年補導職員採用候補者試験		<ul style="list-style-type: none"> ・年齢 21 歳以上 35 歳未満の者 ・年齢 21 歳未満の者で、大学卒業者又は大学卒業見込者 	5. 5. 8～5. 26	[第 1 次] 5. 6. 18 [第 2 次] 5. 7. 7～7. 24
愛媛県警察官（大学卒）採用候補者試験	男性	年齢 17 歳以上 34 歳未満の男子で、大学卒業者又は令和 6 年 3 月末日までに大学卒業見込みの者	5. 4. 3～4. 19	[第 1 次] 5. 5. 13～5. 14 [第 2 次] 5. 6. 6～6. 15
	女性	年齢 17 歳以上 34 歳未満の女子で、大学卒業者又は令和 6 年 3 月末日までに大学卒業見込みの者		
愛媛県警察官（高校卒程度）採用候補者試験	男性	年齢 17 歳以上 32 歳未満の男子 (大学卒業者又は大学卒業見込者を除く。)	5. 8. 24～9. 12	[第 1 次] 5. 10. 14～ 10. 15 [第 2 次] 5. 11. 7～ 11. 15
	女性	年齢 17 歳以上 32 歳未満の女子 (大学卒業者又は大学卒業見込者を除く。)		

(イ) 採用候補者試験受験状況

a 愛媛県職員採用候補者（上級）試験

(単位：人)

試験区分	採用予定	申込者数	受験者数	1次合格者数	2次受験者数	2次合格者数	競争倍率
行政事務	43	307	204	129	96	55	3.7倍
学校事務	16	85	66	45	40	18	3.7倍
警察事務	8	114	74	24	21	16	4.6倍
警察事務(情報)	1	1	1	1	1	1	1.0倍
総合土木	14	21	19	16	14	13	1.5倍
建築	3	4	2	2	2	2	1.0倍
農業	16	41	33	31	28	19	1.7倍
畜産	3	5	5	5	4	3	1.7倍
林業	7	13	12	11	10	7	1.7倍
水産	3	14	10	8	7	3	3.3倍
電気・電子	2	9	5	5	3	2	2.5倍
化学	4	16	13	13	11	4	3.3倍
機械	1	7	5	4	4	1	5.0倍
薬剤師	7	10	10	10	9	7	1.4倍
福祉	7	16	15	15	13	7	2.1倍
心理	3	7	7	5	5	3	2.3倍
児童指導員	1	0	-	-	-	-	-
保健師	11	29	18	18	17	13	1.4倍
保健師(警察)	2	5	3	3	3	3	1.0倍
管理栄養士	4	20	19	13	12	4	4.8倍
鑑識(化学)	1	7	6	4	4	2	3.0倍
計	157	731	527	362	304	183	2.9倍

b 愛媛県職員採用候補者（上級）試験〔アピール型〕

(単位：人)

試験区分	採用予定	申込者数	受験者数	1次合格者数	2次受験者数	2次合格者数	競争倍率
行政事務	10	140	105	35	25	16	6.6倍
総合土木	6	7	6	5	5	5	1.2倍
計	16	147	111	40	30	21	5.3倍

c 愛媛県職員採用候補者（民間企業等経験者）試験〔行政事務〕

(単位：人)

試験区分	採用予定	申込(受験)者数	1次合格者数	2次受験者数	2次合格者数	競争倍率
行政事務	6	73	31	25	8	9.1倍
エリア枠(内数)	若干名	13	2	2	0	-

d 愛媛県職員採用候補者（民間企業等経験者）試験〔技術職〕

(単位：人)

試験区分	採用予定	申込(受験)者数	1次合格者数	2次受験者数	2次合格者数	競争倍率
総合土木	4	7	3	2	0	-
農業	2	4	2	2	1	4.0倍
林業	1	2	2	2	2	1.0倍

福 社	2	0	-	-	-	-
心 理	1	2	2	2	1	2.0倍
保 健 師	1	3	3	3	1	3.0倍
計	11	18	12	11	5	3.6倍

e 愛媛県職員採用候補者（初級）試験 (単位：人)

試験区分	採用予定	申込者数	受験者数	1次合格者数	2次受験者数	2次合格者数	競争倍率
一般事務	18	68	64	39	35	28	2.3倍
警察事務	9	55	51	16	12	12	4.3倍
計	27	123	115	55	47	40	2.9倍

f 愛媛県職員採用候補者（資格免許職）試験 (単位：人)

試験区分	採用予定	申込者数	受験者数	1次合格者数	2次受験者数	2次合格者数	競争倍率
保育士	5	11	10	9	7	5	2.0倍

g 障がい者を対象とした愛媛県職員採用候補者（初級）試験 (単位：人)

試験区分	採用予定	申込者数	受験者数	1次合格者数	2次受験者数	2次合格者数	競争倍率
一般事務	2	27	19	8	8	3	6.3倍

h 愛媛県少年補導職員採用候補者試験 (単位：人)

試験区分	採用予定	申込者数	受験者数	1次合格者数	2次受験者数	2次合格者数	競争倍率
少年補導職員	1	8	6	4	4	2	3.0倍

i 愛媛県警察官（大学卒）採用候補者試験 (単位：人)

試験区分	採用予定	申込者数	受験者数	1次合格者数	2次受験者数	2次合格者数	競争倍率
警察官（男性）	35	173	132	105	86	70	1.9倍
警察官（女性）	9	72	52	37	32	19	2.7倍
合計	44	245	184	142	118	89	2.1倍

j 愛媛県警察官（高校卒程度）採用候補者試験 (単位：人)

試験区分	採用予定	申込者数	受験者数	1次合格者数	2次受験者数	2次合格者数	競争倍率
警察官（男性）	44	236	166	109	88	81	2.0倍
警察官（女性）	14	73	51	29	26	26	2.0倍
合計	58	309	217	138	114	107	2.0倍

イ 選考の実施状況

職員の採用・昇任については、特殊な職その他について、人事委員会の行う選考によることが認められているが、令和5年度の採用・昇任に係る選考の実施状況は、次のとおりです。

(7) 採用選考

(単位：人)

職 群	級	代表的な職	知 事	公営企業 管 理 者	教育委員会	警察本部長	合 計
行 政 職	1	主事・技師	11	68	17	1	97
	2	主事・技師	3	1	7		11
	3	係 長	1		7		8
	4	専門員	5		21	1	27
	5	課長補佐・主幹	2		4	1	7
	6	本庁課長	3		9		12
	7	参 事	2		1		3
	8	本庁局長					
	9	本庁部長	2				2
公 安 職	1	巡 査				2	2
	2	主 任				1	1
	3	係 長				3	3
	4	係 長				2	2
	5	課長補佐				7	7
	6	本部課次長				5	5
	7	本部課長				7	7
	8	参事官				2	2
	9	部 長					
研 究 職	1	研究員	1				1
	2	主任研究員					
	3	主任研究員					
	4	主席研究員					
	5	機関の長					
医療職（一）	1	技 師	8	20			28
	2	係長・医長		23			23
	3	保健所課長・病院部長		2			2
	4	本庁課長・副院長		5			5
	5	医 監		1			1
医療職（二）	1	技 師			1		1
	2	技 師	1	4	1		6
	3	主 任	2				2
	4	係 長	2				2
	5	専門員					
	6	地方機関の課長					
	7	地方機関の長					
医療職（三）	1	技 師					
	2	技 師	5	20			25
	3	主 任					
	4	係 長					
	5	専門員					
	6	副看護部長					
	7	看護部長・地方機関の長					
技能労務職							
合 計			48	144	68	32	292

(イ) 昇任選考

(単位：人)

職 群	級	代表的な職	知 事	公営企業 管理者	人 事 委員会	議 会 議 長	代 表 監査委員	教 育 委員会	警 察 本部長	合 計
行 政 職	3	係 長								
	4	専門員								
	5	課長補佐・主幹								
	6	本庁課長	43	4				10	2	59
	7	参 事	38	2				5		45
	8	本庁局長	19	1						20
	9	本庁部長	9							9
公 安 職	2	主 任								
	3	係 長								
	4	係 長								
	5	課長補佐								
	6	本部課次長								
	7	本部課長							26	26
	8	参事官							8	8
研 究 職	9	部 長							5	5
	2	主任研究員								
	3	主任研究員								
	4	主席研究員								
	5	機関の長							1	1
医療職（一）	2	係長・医長								
	3	保健所課長・病院部長								
	4	本庁課長・副院長								
	5	医 監		8						8
医療職（二）	4	係 長								
	5	専門員								
	6	地方機関の課長								
	7	地方機関の長	4							4
医療職（三）	4	主 任								
	5	専門員								
	6	副看護部長								
	7	看護部長・地方機関の長	2	2						4
合 計			115	17				15	42	189

(ウ) 警察官階級昇任選考

(単位：人)

階 級	昇任者数
警 視	20
警 部	
警 部 補	
巡査部長	
合 計	20

(2) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

ア 報告及び勧告の日及びその相手方

報告及び勧告の日	令和5年10月4日
報告及び勧告の相手方	議会議長及び知事

イ 報告及び勧告の概要

(7) 県職員の給与と民間給与との比較

a 月例給

令和5年4月分の県職員給与と県内の民間給与とを比較したところ、県職員給与が民間給与を1人当たり平均3,799円(1.08%)下回っています。

民間給与 (A)	354,965円	較差(A-B)
県職員給与 (B)	351,166円	3,799円(1.08%)

b 特別給(期末・勤勉手当)

民間における年間支給割合は4.48月分であり、県職員の期末・勤勉手当の年間支給割合4.40月分が、民間における年間支給割合を0.08月分下回っています。

(4) 県職員の給与

a 給与の改定

(a) 月例給

- ① 給料表については、人事院勧告の内容(初任給(高卒12,000円、大卒11,000円)を始め若年層に重点を置いて引上げ改定)を基礎として、公民較差の是正に必要な率を乗じて得た額に改定すべきです(行政職の平均改定率1.18%)。
- ② ①の実施時期は、令和5年4月1日とすべきです。

(b) 特別給

令和5年12月期の期末手当及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.05月分(令和6年度以降は年間でそれぞれ0.05月分)引き上げるべきです。

b その他

- ・在宅勤務等手当について、地方自治法の改正状況を踏まえながら導入について検討するとともに、新設する手当の内容や通勤手当における措置については、国や他の都道府県における取扱い等を踏まえ適切に対応する必要があります。
- ・会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給について、国における取扱いや他の都道府県の動向、本県の実情等を踏まえ、適切に対応する必要があります。

(7) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備

令和5年の人事院報告において、令和6年に向けて、人材の確保への対応や組織パフォーマンスの向上、働き方やライフスタイルの多様化への対応に関する事項を骨格とする措置を講じられるよう検討作業を進めることとされており、今後の動向を注視する必要があります。

(エ) 公務運営に関する課題

a 人材の確保・育成

複雑化・高度化する行政課題を的確に捉え、将来の目指すべき姿に向けて果敢に挑戦できる高い使命感と資質を持った多様な有為の人材を確保することは極めて重要であり、引き続き、より効果的な情報発信に努めるとともに、試験制度について時代に即したものとなるよう幅広く検討し、受験者確保により積極的に取り組むほか、人材育成に資する人事管理も一層進めていく必要があります。

女性職員が能力や個性に応じて幅広い業務経験を積み活躍できる職場環境や、障がいのある職員がその能力を最大限に発揮し活躍できる職場環境、柔軟な働き方に対応した勤務環境の整備に取り組むことが重要です。

b 仕事と家庭生活の両立支援の推進

妊娠、出産、育児、介護等に係る休暇・休業等の両立支援制度について、積極的な周知・啓発を図るとともに、両立支援の重要性について職員全体の理解を深め、制度を利用しやすい職場環境の整備を着実に進める必要があります。

テレワーク、フレックスタイム制等、柔軟で多様な働き方に対応した勤務制度の活用等により、全ての職員が個人の希望や抱える事情に応じた働き方が選択でき、その能力を十分に発揮できる職場づくりに一層注力して取り組む必要があります。

c 超過勤務の縮減、年次有給休暇の取得促進等

超過勤務を縮減するため、上限を超えて超過勤務を命じた要因の分析・検証等を適時・適切に実施し、その結果を踏まえた実効性ある取組をより一層進めるとともに、教員についても業務多忙解消に向けた取組を一層進める必要があります。

職員の勤務状況を適切に把握・確認するとともに、業務の見直し・削減・合理化の推進、業務量に応じた適正な人員配置及び柔軟な働き方に対応した勤務環境の整備に努めるほか、職員が勤務間の生活時間を十分に確保できるよう、超過勤務の縮減に加え、既存制度の活用等により勤務間のインターバルを確保できる勤務環境の整備にも取り組むことが必要です。

また、引き続き年次有給休暇を取得しやすい職場環境づくりに努め、なお一層取得促進に取り組む必要があります。

d 職員の健康管理

長期の病欠休暇取得者等のうち精神疾患による者の割合が半数を超える状況が続いていることから、ストレスチェック制度を効果的に活用し、職場のストレス要因の軽減・除去に取り組むとともに、職員の労働時間の状況を把握し、過重労働等による健康障害の発生の未然防止により一層努める必要があります。

また、職場におけるハラスメントについては、防止に係る要綱等や相談体制の整備などにより、防止や解決に向けた取組が行われているところであり、引き続き未然防止に努め、悩みを相談しやすい職場環境づくりに取り組むことが必要です。

e 定年の引上げ

定年の段階的引上げの実施、役職定年制や定年前再任用短時間勤務制等の導入により、60歳以後の勤務形態等が多様になることから、適切な情報提供を行うとともに、これまでに培ってきた能力及び経験を活かせる環境整備に努め、新たな制度が法の趣旨に沿って円滑に運用されるよう取り組むことが必要です。

(3) 勤務条件に関する措置の要求の状況

職員は、地方公務員法第46条の規定により、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会又は公平委員会に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られることを要求できるとされています。

当委員会に対する措置要求の状況（県分）は、令和5年度中の要求件数、終結件数及び令和6年度への繰越件数、いずれもありません。

(4) 不利益処分に関する審査請求の状況

職員は、地方公務員法第49条の2の規定により、懲戒処分等その意に反すると認められる不利益な処分を受けた場合は、人事委員会又は公平委員会に対して、審査請求をすることができるとされています。

当委員会に対する審査請求の状況（県分）は、令和5年度中の請求件数、終結件数及び令和6年度への繰越件数、いずれもありません。

(5) 苦情の処理の状況

人事委員会は、地方公務員法第8条第1項第11号の規定により、職員の苦情を処理することとされています。

当委員会に対する苦情処理の状況（県分）は、前年度からの繰越件数2件、令和5年度中の相談件数4件、処理件数6件、令和6年度への繰越件数0件となっています。